

給水装置工事設計・施工指針 参 考 資 料

給水装置工事に関する情報提供は、小田原市HPのこちらから

小田原市ホームページ

⇒

小田原で暮らす

⇒

都市基盤

⇒

水道

⇒

事業者の方へ

⇒

規程・通知

※注意事項

関係法令、基準については、必ず 最新の内容 を確認の上、運用してください。

令和8年7月 改定

小田原市 上下水道局

目次

1. 関連法規	
1-1. 小田原市水道給水条例	4
1-2. 小田原市水道給水条例 施行規則	16
1-3. 小田原市水道メーターによる計量等の特例に関する規程	22
1-4. 小田原市指定給水装置工事事業者規程	25
1-5. 神奈川県水道法施行細則	32
1-6. 神奈川県小規模水道 及び 小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	38
1-7. 小田原市小規模水道 及び 小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	45
1-8. 小規模水道 及び 小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例 施行規則	51
1-9. 小田原市指定給水装置工事事業者の違反行為に関する事務処理要綱	54
1-10. 小田原市水道利用加入金等取扱要綱	61
1-11. 自費工事による配水管等整備事業事務取扱要綱	66
2. 関係法令・各種基準、仕様書	70
2-1. 建築基準法 施工令（抜粋）	70
2-2. 建築物に設ける飲料水の配管設備 及び 排水のための配管設備の構造方法を定める件	76
2-3. 建築物に設ける飲料水の配管設備の構造方法を定める件	79
2-4. 道路占用工事共通指示書	80
2-5. 神奈川県道路占用工事共通仕様書	92
2-6. 小田原市道路占用等規則	105
2-7. 道路工事等における表示 及び 保安施設の設置基準	114
2-8. 地下埋設物表示に関する取扱要領	137
3. 提出書類 様式集、その他	139
3-1 提出書類 様式集	139
・ 直結給水事前協議申請書	140
・ 給水装置所有者 名義・住所変更届	142
・ 給水装置 種別・用途変更届	143
・ 給水装置 中止・廃止届	144
・ 給水装置工事 検査申込書	145
・ 水道利用加入金減免（免除）申請書	146
・ 給水装置増設工事施工承認願（簡易）	147
・ 小田原市 上水道給水装置工事 事前施行申請書	148
・ 水道メーター等 き損届	149
・ 水道メーター等 紛失届	150
・ 給水装置工事 変更・取消届	151
・ 代理人選定届	152
・ 子メーター設置工事申請 及び 施行承認願	153
・ 子メーターによる計量等申請書	154

・ 給水装置 使用開始届.....	155
・ 改造水道メーター取替伝票.....	156
・ 承諾書 （土地使用承諾書）.....	157
・ 同意書 （分岐（統合）同意書）.....	159
・ 誓約書 （工事用に給水装置を設ける給水装置工事）.....	160
・ 誓約書 （分譲管の取出し工事）.....	161
・ 誓約書 （水の出不良）.....	162
・ 誓約書 （消火用施設を設置する工事）.....	163
・ 誓約書 （子メーター設置に伴う誓約書）.....	164
・ 承諾書 （直結増圧式給水条件承諾書）.....	165
・ 確認書 （既設給水管使用確認書）.....	166
・ 受水槽管理簿.....	167
・ 受水槽管理簿（裏面）.....	168
3－2 特殊な事例の誓約書 記載例.....	169
・ 共有管の同意が得られない(死亡等)場合の誓約書 例文.....	170
・ 相続未了、所有者不明の分譲管から分岐する際の誓約書 例文.....	171
・ 相続未了の給水装置からの支管分岐に係る誓約書 例文.....	172
・ 相続未了用地の誓約書（引継いで施工する場合） 例文.....	173
・ 相続未了用地の誓約書（相続予定人等が承認する場合） 例文.....	174
・ 他者所有地へ残存管を行う場合の誓約書 例文.....	175
・ 代理申請の場合の誓約書 例文.....	176
・ 個別減圧弁設置の場合の誓約書 例文.....	176
3－3 断水に掛かる回覧（記載例）.....	177
3－4 水理計算例.....	178
3－5 水理計算時の根拠.....	187
3－6 給水主管口径算定図表.....	190
3－7 器具流量図表.....	193

1－1．小田原市水道給水条例

平成2年12月25日条例第24号

最終改定 令和2年9月28日条例第41号

小田原市水道給水条例

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年小田原市条例第58号）による水道事業における水道料金（以下「料金」という。）、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(給水栓の種類)

第3条 給水装置のうち給水栓の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通計量栓 1戸又は1世帯で家事の用に供するもの
- (2) 特別計量栓 事業又は特殊の用に供するもの
- (3) 共用栓 2戸以上又は2世帯以上で使用するもの
- (4) 消火栓 消火用として使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の申込み)

第4条 給水装置工事（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第13条に規定する軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）を除く。）をしようとする者は、あらかじめ上下水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申込みの際、事業管理者は、必要があると認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水装置工事の施行)

第5条 給水装置工事（軽微な変更を除く。）は、事業管理者又は事業管理者が法第16条の2第1項の規定により指定した業者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行するものとする。

2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事（軽微な変更を除く。）を施行しようとするときは、あらかじめ設計について事業管理者の審査を受けるとともに、工事完了後直ちに事業管理者の検査を受けなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第6条 事業管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止し、及び給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、指定給水装置工事事業者に対し、配水管への取付口から水道メーター（以下

「メーター」という。)までの間の給水装置に用いる給水管及び給水用具についてその構造及び材質を指定し、及び配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に係る工法その他工事上の条件を指示することができる。

(給水装置工事の費用負担)

第7条 第4条第1項の規定による申込みをした者(以下「工事申込者」という。)は、給水装置工事に要した費用(以下「工事費」という。)を負担するものとする。

(工事費の予納)

第8条 工事申込者は、事業管理者が給水装置工事を施行する場合は、事業管理者が算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、官公署等の申込みに係る工事を施行する場合において、事業管理者がやむを得ないと認めるときは、当該工事の完成後に納入することができる。

2 前項の概算額は、工事完成後精算し、過不足が生じたときは、これを還付し、又は追徴する。ただし、その額が10円に満たない場合は、これを還付し、又は追徴しないことができる。

3 第1項の概算額を通知した日から起算して15日以内に納入しないときは、第4条第1項の規定による申込みを取り消したものとみなす。

(給水装置の変更等の工事)

第9条 事業管理者は、配水管の移転その他特別の理由により給水装置の位置等に変更を加える必要があると認めるときは、給水装置の所有者の同意を得ずに必要な変更を行うことができる。この場合において、これに要する費用は、当該変更を生じさせた者の負担とする。

第2章の2 貯水槽水道

(貯水槽水道の設置等)

第10条 配水管の口径等に比べて著しく多量の水を一時に使用する箇所その他事業管理者が必要があると認めた箇所には、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)を設置するものとする。

2 貯水槽水道の設置者は、事業管理者が管理に関し必要があると認め、当該貯水槽水道に係る設計図書の提出を求めたときは、これを提出するものとする。

(貯水槽水道に関する事業管理者の責務)

第10条の2 事業管理者は、貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 事業管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

3 事業管理者は、貯水槽水道の利用者から当該貯水槽水道の給水栓に係る水質の検査の請求があったときは、当該検査を行い、その結果を当該検査の請求者に通知する。この場合において、当該検査に特別の費用を要するときは、その実費を徴収する。

(貯水槽水道の設置者の責務)

第 10 条の 3 貯水槽水道の設置者に係る当該貯水槽水道の管理基準及び管理状況の検査については、法第 34 条の 2 又は小田原市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成 24 年小田原市条例第 25 号）の定めるところによる。

第 3 章 給水

（給水の原則）

第 11 条 給水は、非常災害、水道施設の損傷その他公益上やむを得ない事情がある場合及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することができない。

2 事業管理者は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

3 給水の制限又は停止により生じた損害については、事業管理者は、その責めを負わないものとする。

（代理人の選定）

第 12 条 給水装置の所有者は、市内に居住しないとき又は事業管理者が必要と認めるときは、この条例に定めるところにより当該所有者が行うべき事項を処理させるため、市内に居住する代理人を選定しなければならない。

（総代人の選定）

第 13 条 共用栓を使用する者は、当該共用栓の所有者又は使用者のうちから選定した総代人（以下「総代人」という。）を、事業管理者に届け出なければならない。

2 事業管理者は、届出を受けた総代人を不適当と認めるときは、これを変更させることができる。

（給水装置の管理等）

第 14 条 給水装置の使用者（以下「使用者」という。）又は給水装置の所有者（以下「所有者」という。）は、善良な管理者の注意をもって給水装置を管理し、これに異状があるときは、直ちに事業管理者に届け出なければならない。

2 給水装置に異状があり、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、使用者又は所有者の負担とする。ただし、事業管理者が必要があると認めたときは、市においてその費用を負担することができる。

（使用水量の計量）

第 15 条 使用水量は、メーターにより計量する。ただし、事業管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（メーターの貸与等）

第 16 条 メーターは、市が使用者、総代人又は所有者に貸与し、事業管理者が設置する。

2 メーターの貸与を受けた者が、第 14 条第 1 項の規定による管理義務を怠ったため、メーターを亡失し、又はき損したときは、速やかに事業管理者に届け出て、その損害を賠償しなければならない。

（届出）

第 17 条 使用者、総代人又は所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ事業管理者に届け出なけ

ればならない。

- (1) 給水装置の使用を開始し、又は中止し、若しくは廃止するとき。
- (2) 給水装置の用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に給水装置を使用するとき。
- (4) 工事その他により臨時に給水装置を使用するとき。

第18条 使用者、総代人又は所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに事業管理者に届け出なければならない。

- (1) 使用者、総代人又は所有者に変更があったとき。
- (2) 消火活動のために給水装置を使用したとき。
- (3) 共用栓の使用戸数等に異動があったとき。

(給水装置の機能又は水質の検査)

第18条の2 事業管理者は、給水装置の使用者又は所有者から給水装置の機能又は水質の検査の請求があったときは、当該検査を行い、その結果を当該検査の請求者に通知する。この場合において、当該検査に特別の費用を要するときは、その実費を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の納付義務)

第19条 料金は、使用者又は総代人から徴収する。

- 2 共用栓による使用に係る料金は、各使用者が連帯して納付義務を負うものとする。

(料金)

第20条 料金は、料金算定のために定めた2月につき次の表に定めるところにより計算して得た額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率とを合計した率（以下「消費税率等」という。）に1を加えた率を乗じて得た額（消費税率等に係る法令の改正の際の経過措置が適用される場合にあっては、当該経過措置に係る法令の規定に従って算出するものとし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下同じ。）とする。

区分		基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)
普通 計量 栓	家庭用	16立方メートルまで 1,640円	16立方メートルを超え 20立方メートルまでの分 15円
			20立方メートルを超え 30立方メートルまでの分 110円
			30立方メートルを超え 40立方メートルまでの分 130円
			40立方メートルを超え 60立方メートルまでの分 170円
			60立方メートルを超え 100立方メートルまでの分 200円

			100 立方メートルを超える分	205 円
特別 計量 栓	事業用	16 立方メートルまで 1,720 円	16 立方メートルを超え	15 円
			20 立方メートルまでの分	
			20 立方メートルを超え	140 円
			30 立方メートルまでの分	
			30 立方メートルを超え	150 円
			40 立方メートルまでの分	
			40 立方メートルを超え	170 円
			60 立方メートルまでの分	
			60 立方メートルを超え	205 円
			100 立方メートルまでの分	
	100 立方メートルを超え	235 円		
	600 立方メートルまでの分			
浴場用	200 立方メートルまで 4,600 円	600 立方メートルを超え	250 円	
		2,000 立方メートルまでの分		
		2,000 立方メートルを超える分	260 円	
臨時用	16 立方メートルまで 10,400 円	16 立方メートルを超える分	430 円	
共用 栓	家庭用	16 立方メートルに使用戸数等を乗じて得た水量まで 1,640 円に使用戸数等を乗じて得た金額	16 立方メートルに使用戸数等を乗じて得た水量を超え 20 立方メートルに使用戸数等を乗じて得た水量までの分	15 円
			20 立方メートルに使用戸数等を乗じて得た水量を超える分	110 円
備考				
1 この表において「家庭用」とは、一般家庭の用に水道を使用するものをいう。				
2 この表において「事業用」とは、特別計量栓によるもののうち、浴場用及び臨時用以外の用に水道を使用するものをいう。				
3 この表において「浴場用」とは、公衆浴場（公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例（昭和 48 年神奈川県条例第 4 号）第 2 条第 2 号に規定するその他の公衆浴場並びに同条例第 3 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる一般公衆浴場を除く。）の用に水道を使用するものをいう。				
4 この表において「臨時用」とは、工事用その他一時的な用に水道を使用するものをいう。				

（料金の算定）

第 21 条 料金は、隔月において、あらかじめ事業管理者が定めた料金算定の基準日（以下「定例日」という。）にメーターの検針を行い、定例日現在の使用水量により算定する。ただし、事業管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、定例日以外の日に行うことができる。

2 給水装置の使用を中止し、又は廃止したときの料金の算定は、その都度行う。

（料金の特例）

第 22 条 料金算定のために定めた 2 月の期間の中途において、給水装置の使用を開始し、又は中止し、若しくは廃止した場合において、当該期間中の使用日数が 30 日以下であるときの料金は、第 20 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に消費税率等に 1 を加えた率を乗じて得た額とする。

（1） 使用水量が 8 立方メートル（浴場用にあつては、100 立方メートル）以下であるとき 第 20 条の表に規定する基本料金の額に 2 分の 1 を乗じて得た額

（2） 使用水量が前号の量を超えるととき 同号の規定により算定した額と、その超える水量を基礎として、第 20 条の表の超過料金の額に定める水量をその水量に 2 分の 1 を乗じて得た水量に読み替えて同表の超過料金の規定を適用した場合に得られる額との合計額

2 前項に規定する2月の期間の中途において、給水装置の用途に変更があったときは、当該期間に係る料金は、料率の高いものをもって算定する。

3 第17条第1号の規定による中止又は廃止の届出がない場合は、給水装置を使用していないときでも、届出があるまでの間、料金を徴収する。

(使用水量の認定)

第23条 第15条本文の規定にかかわらず、事業管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業管理者が必要と認めるとき。

(料金の徴収方法)

第24条 料金は、第20条の規定により算定された2月分を一括して徴収する。ただし、料金算定のために定めた2月の期間の中途において、給水装置の使用を中止し、又は廃止した場合は、中止し、又は廃止した際に徴収することができる。

(料金の前納)

第25条 事業管理者は、工事用その他一時的な用に水道を使用する者から、水道の使用を開始する際、別に定める料金を前納させることができる。

(収納後の料金の増減)

第26条 事業管理者は、料金の収納後、当該料金を増額し、又は減額する必要があるときは、その差額を追徴し、又は還付しなければならない。この場合において、事業管理者は、当該差額が生じた日以後の料金で精算することができる。

(水道利用加入金の徴収)

第27条 事業管理者は、給水装置工事のうち新設工事又は改造工事（メーター（子メーター（貯水槽水道に設けられたメーターをいう。以下同じ。）を含む。）の口径を増すものに限る。以下この条において同じ。）の承認の際、当該工事の申込者から次の各号に定める工事の区分に応じ、当該各号に定める額を水道利用加入金として徴収する。ただし、事業管理者が特別の理由があると認めるときは、別に納期を指定して徴収することができる。

(1) 新設工事 メーター（子メーターを含む。）の口径に応じ、1個につき次の表に掲げる金額により計算して得た額（子メーターを設置する場合にあっては、当該子メーターの口径に応じて計算して得た額とメーターの口径に応ずる額のいずれか多い額）に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額とする。ただし、改造工事を併せて行うときは、新設工事に係る額が次号の規定により計算して得た額に満たないときは、同号の規定により計算して得た額とする。

メーターの口径	金 額
20 ミリメートル以下	120,000 円（工事の申込みの日の3年前から当該申込みの日まで引き続き小田原市に住所を有する個人が自己の居住の用に供する住宅又は地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方

	住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する住宅で、当該住宅の給水目的が家庭用と認められるものにあつては、70,000 円)
25 ミリメートル	180,000 円
40 ミリメートル	900,000 円
50 ミリメートル	1,300,000 円
75 ミリメートル	3,300,000 円
100 ミリメートル	5,500,000 円
150 ミリメートル	11,000,000 円
200 ミリメートル以上	16,000,000 円

(2) 改造工事 前号の表の区分に応じ、改造工事後のメーター（子メーターを含む。以下この号において同じ。）

の口径に対応する額から改造工事前のメーターの口径に対応する額を控除した額に消費税率等に 1 を加えた率を乗じて得た額とする。

2 既に徴収した水道利用加入金は、還付しない。ただし、事業管理者が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(手数料)

第 28 条 手数料の額は、次のとおりとする。

(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1 件につき 10,000 円

(2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1 件につき 10,000 円

(3) 指定給水装置工事事業者証再交付手数料 1 件につき 2,500 円

(4) 給水装置工事に係る設計審査手数料 次の表に定める額

区分		金額（1 件につき）
新設工事		19,000 円
改造工事（メーターの口径を変更する場合に限る。）		19,000 円
増設工事（排水設備工事を含む。）		12,000 円 簡易増設工事は、2,000 円
分譲管工事	口径 40 ミリメートル以下	12,000 円
	口径 50 ミリメートル	20,000 円
	口径 75 ミリメートル以上	30,000 円
貯水槽 （全容量）	5 立方メートルを超え 20 立方メートル以下	20,000 円
	20 立方メートルを超えるもの	30,000 円
子メーター	10 個以下	13,000 円
	11 個以上 50 個以下	25,000 円
	51 個以上	37,000 円

備考

1 新設工事を行い、貯水槽及び子メーターを設置する場合には、新設工事の項及び子メーターの項に規定する金額並びに貯水槽の項に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額の合計額とする。

2 新設工事を行い、貯水槽を設置する場合は、新設工事の項及び貯水槽の項に規定する金額の合計額とする。

3 分譲管工事の場合は、分譲管工事の項及び新設工事の項に規定する金額の合計額とする。

4 貯水槽改造のみの場合は、貯水槽の項及び増設工事の項に規定する金額の合計額とする。

5 子メーターのみの増設工事の場合は、子メーターの項に規定する金額のみとする。

(5) 証明手数料 1 件につき 300 円

2 前項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号の手数は、事業者証又は証明書の交付の際に徴収する。

3 第 1 項第 4 号の手数は、給水装置工事の承認の際に徴収する。ただし、事業管理者が特別の理由があると認める

ときは、別に納期を指定して徴収することができる。

4 次項に定めるものを除き、既納の手数料は、還付しない。

5 第1項第4号の手数料については、次のいずれかに該当するときは、当該手数料の全部又は一部を還付し、又は追徴することができる。

(1) 給水装置工事の承認後、設計変更に伴い、第1項第4号の規定により算出する設計審査手数料の額に変更があったとき。

(2) 事業管理者が給水装置工事の完了前に当該給水装置工事の承認の申込みの取下げを認めたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、事業管理者が特に必要と認めたとき。

(料金等の減免)

第29条 事業管理者は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、この条例の定めるところにより納付しなければならない料金、水道利用加入金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

(債権の放棄)

第29条の2 事業管理者は、水道料金に係る債権の消滅時効が完成したときは、当該債権を放棄することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査)

第30条 事業管理者は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、使用者又は所有者に対し、適当な措置を指示することができる。

(禁止行為)

第31条 使用者は、事業管理者の許可を受けずに、供給を受ける水を他人に分与し、又は販売してはならない。

(給水装置の切離し)

第32条 事業管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 所有者の所在が90日以上不明で、かつ、使用者がないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来にわたって使用の見込みがないと認めたとき。

(給水契約の申込みの拒否及び給水の停止)

第33条 事業管理者は、給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する基準に適合していないと認めるときは、給水契約の申込みを拒み、又は当該基準に適合させるまでの間給水を停止することができる。

2 事業管理者は、前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、給水を停止することができる。

(1) 工事費、料金又は水道利用加入金を指定期間内に納付しないとき。

(2) 水道水を汚染するおそれのある器物又は施設と給水装置とを連絡して使用し、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(3) 給水装置が事業管理者又は指定給水装置工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないとき（当該給水

装置に係る給水装置工事が軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質が前項に規定する基準に適合していることが確認されたときを除く。）。

(4) 次条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(過料等)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、5万円以下の過料を科する。

(1) 第4条の承認を受けずに給水装置工事（軽微な変更を除く。）を行ったとき。

(2) 第14条第1項の規定による管理義務を著しく怠ったとき。

(3) 正当な理由なく、第16条第1項のメーターの設置、第21条のメーターの検針、第30条の検査又は前条の給水の停止を拒み、又は妨げたとき。

2 事業管理者は、前項各号のいずれかに該当する場合において損害があったときは、これを賠償させることができる。

(料金を免れた者に対する過料)

第35条 市長は、詐欺その他不正の行為により、料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第6章 補則

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、事業管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

(小田原市水道給水条例の廃止)

2 小田原市水道給水条例（昭和42年小田原市条例第7号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に、旧条例の規定により工事の承認を受けた者は、この条例の規定に基づき承認を受けた者とみなす。

4 この条例の施行前に、現に総代人として届け出られた者は、この条例の規定に基づき届け出られた者とみなす。

5 この条例の施行の日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前にした旧条例第23条の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成4年12月25日条例第63号）

この条例は、平成5年2月1日から施行する。

附 則（平成6年7月4日条例第16号）

この条例は、平成7年1月1日から施行し、改正後の第20条の規定は、同月分以後の水道料金について適用する。

附 則（平成9年3月31日条例第13号）

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第27条の規定は、平成9年4月1日（以下「適用日」という。）以後の申込みによる給水装置の新設工事又は改造工事に係る水道利用加入金について適用する。

3 改正後の第20条の規定にかかわらず、適用日前から継続する水道の使用に係る次の各号に掲げる料金は、当該各号に定めるところによる。

(1) 料金算定のため使用水量を適用日以後初めて確定した日（以下「確定日」という。）が平成9年4月30日以前である場合における当該確定日に確定される使用水量に係る料金 改正前の第20条の規定により計算して得た額

(2) 確定日が平成9年4月30日後である場合における当該確定日に確定される使用水量に係る料金 次に掲げる額を合計した額

ア 当該使用水量について改正前の第20条の表に定めるところにより計算して得た額（以下「本体価格」という。）を使用月数（適用日の直前に料金算定のため使用水量を確定した日（以下「前回確定日」という。）から確定日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。以下同じ）をいう。）で除し、これに前回確定日から平成9年4月30日までの期間の月数を乗じて得た額（以下「経過措置対象額」という。）に100分の103を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

イ 本体価格から経過措置対象額を控除した額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

附 則（平成9年12月24日条例第42号）

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成10年4月1日（以下「施行日」という。）前に改正前の第5条第1項の規定による認定をされた業者（以下「旧公認業者」という。）が、施行日から90日以内に民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律（平成8年法律第107号）附則第2条第2項に規定する厚生省令で定める事項を事業管理者に届け出たときは、当該旧公認業者を改正後の条例第5条第1項の規定による指定を受けた業者とみなす。

3 施行日前に旧公認業者が設置又は変更をした給水装置は、改正後の第5条第1項の規定による指定を受けた業者が設置又は変更をした給水装置とみなす。

4 改正後の第28条第1項の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用する。

5 旧公認業者は、改正後の条例第33条第2項の規定の適用については、施行日から90日間（附則第2項の規定による届出があったときは、その届出があった時までの間）は、改正後の条例第5条第1項の規定による指定を受けた業者とみなす。

附 則（平成11年12月28日条例第41号）

この条例は、平成12年4月1日から施行し、改正後の第28条第1項第3号の規定は、同日以後の給水装置工事の承認の申込みに係る設計審査手数料について適用する。

附 則（平成14年6月28日条例第23号）

1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年 12 月 25 日条例第 39 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 24 日条例第 31 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に第 2 条の規定による改正前の小田原市水道給水条例の規定によりされた片浦地区簡易水道事業に係る処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の小田原市水道給水条例の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 片浦地区簡易水道事業から給水を受けていた者であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後引き続き小田原市水道事業から給水を受けるものに係る施行日以後最初の料金は、施行日前の最後のメーターの検針の日の翌日（給水装置の使用を開始した日から施行日の前日までの間にメーターの検針を受けていない場合にあっては、給水装置の使用を開始した日）以後の片浦地区簡易水道事業に係る使用水量を小田原市水道事業に係る使用水量とみなして算定する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 17 日条例第 31 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に小田原市水道給水条例第 4 条第 1 項の規定による申込みがされた給水装置工事の承認の際に徴収すべき水道利用加入金及び設計審査手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 3 月 1 日条例第 14 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日条例第 31 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 27 条の規定は、平成 26 年 4 月 1 日（次項において「適用日」という。）以後の申込みによる給水装置の新設工事又は改造工事に係る水道利用加入金について適用する。

3 改正後の第 20 条の規定にかかわらず、適用日前から継続する水道の使用に係る次の各号に掲げる料金は、当該各号に定めるところによる。

（1） 料金算定のため使用水量を適用日以後初めて確定した日（以下「確定日」という。）が平成 26 年 4 月 30 日以前である場合における当該確定日に確定される使用水量に係る料金 改正前の第 20 条の規定により計算して得た額

（2） 確定日が平成 26 年 4 月 30 日後である場合における当該確定日に確定される使用水量に係る料金 次に掲げる額を合計した額

ア 当該使用水量について改正前の第 20 条の表に定めるところにより計算して得た額（イにおいて「本体価格」という。）を使用月数（適用日の直前に料金算定のため使用水量を確定した日（以下アにおいて「前回確定日」という。）

から確定日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。以下アにおいて同じ。）をいう。）で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて得た額（イにおいて「経過措置対象額」という。）に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

イ 本体価格から経過措置対象額を控除した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

附 則（平成28年9月28日条例第41号）

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第14条第2項の改正規定及び次項の規定 平成28年10月1日

（2） 第20条の表及び第22条第1項の改正規定並びに附則第3項の規定 平成29年1月1日

（経過措置）

2 改正後の第14条の規定は、平成28年10月1日以後の修繕に係る費用について適用し、同日前の修繕に係る費用については、なお従前の例による。

3 改正後の第20条及び第22条の規定にかかわらず、平成29年1月1日前から継続する水道の使用に係る次の各号に掲げる料金は、当該各号に定める額とする。

（1） 平成29年1月中に確定される使用水量に係る料金 改正前の第20条及び第22条の規定により計算して得た額

（2） 平成29年2月中に確定される使用水量に係る料金 改正前の第20条の表の規定により計算して得た額と改正後の第20条の表の規定により計算して得た額との合計額に2分の1を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

附 則（令和元年9月26日条例第11号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年12月24日条例第32号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月28日条例第41号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

13 この条例の施行前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりされた処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりされている申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）で、この条例の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後におけるこの条例による改正後のそれぞれの条例の適用については、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

1－2．小田原市水道給水条例 施行規則

平成 3 年 4 月 1 日水道局管理規程第 4 号

最終改定 令和 3 年 6 月 30 日上下水管規程第 7 号

小田原市水道給水条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、小田原市水道給水条例（平成 2 年小田原市条例第 24 号。以下「条例」という。）第 36 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 1 条の 2 この規程における用語の意義は、条例の例による。

(給水装置工事の申込み)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定による申込みは、給水装置工事施行承認願（様式第 1 号）によるものとする。

(給水装置工事の変更等)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規定により承認を受けた工事の変更又は取消しをしようとするときは、給水装置工事変更・取消届（様式第 2 号）により、事業管理者に届け出なければならない。

第 4 条 削除

(工事の基準)

第 5 条 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事を施行する場合において、給水管を水洗便器に連結するときは、逆止弁を設け、汚水の逆流を完全に防止しなければならない。

(給水装置の位置)

第 6 条 給水装置の位置は、工事申込者が選定するものとする。

2 事業管理者は、給水装置の位置を不相当と認めるときは、これを変更させることができる。

(工事費の算出方法)

第 7 条 工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。ただし、事業管理者が給水装置工事を施行する場合においては、第 9 号に規定する費用は、徴収しない。

- (1) 調査費
- (2) 設計費
- (3) 材料費
- (4) 労力費
- (5) 運搬費
- (6) 路面復旧費
- (7) 保安施設費
- (8) 掘削占用申請料

(9) 設計審査手数料

(10) 諸経費

2 前項に規定するもののほか、特別の費用を必要とするときは、当該費用を加算する。

3 前2項に規定するもののほか、工事費の算出について必要な事項は、別に定める。

(貯水槽水道の水質検査における特別の費用)

第8条 条例第10条の2第3項に規定する特別の費用は、次に掲げる項目以外の検査に要するものとする。

(1) 貯水槽水道の給水栓における水の色

(2) 貯水槽水道の給水栓における濁り

(3) 貯水槽水道の給水栓における臭い

(4) 貯水槽水道の給水栓における味

(5) 貯水槽水道の給水栓における残留塩素の有無

(支障物件設置等の禁止)

第9条 使用者は、給水装置の設置場所に、点検等の支障になるおそれのある物件をたい積し、又は工作物を設けてはならない。

(代理人選定届)

第10条 所有者は、条例第12条の規定により代理人を選定したときは、代理人選定届(様式第4号)により事業管理者に届け出なければならない。

(総代人選定届)

第11条 条例第13条に規定する届出は、総代人選定届(様式第5号)によるものとする。

第12条 削除

(メーターの設置)

第13条 水道メーター(以下「メーター」という。)は、給水管と同じ口径のものをを用いて、次に定める場所で、かつ、給水栓以下の高さの場所に、水平に設置しなければならない。

(1) メーターの点検等が容易に行える場所であること。

(2) 乾燥し、かつ、汚水が流入するおそれがない場所であること。

(3) メーターが損傷するおそれがない場所であること。

(メーターの管理)

第14条 条例第16条第2項に規定する届出は、水道メーター等紛失届(様式第7号)によるものとする。

(標識)

第15条 使用者は、事業管理者が交付する標識(様式第8号)を門戸に掲げなければならない。

(給水装置の使用開始等)

第16条 条例第17条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類によるものとする。

- (1) 給水装置の使用の開始 給水装置使用開始届(様式第9号)
- (2) 給水装置の使用の再開始 給水装置使用再開始届(様式第10号)
- (3) 給水装置の使用の中止又は廃止 給水装置使用中止・廃止届(様式第11号)
- (4) 給水装置の種別又は用途の変更 給水装置種別・用途変更届(様式第12号)
- (5) 消防演習のための給水装置の使用 消火栓給水装置使用届(様式第13号)

(使用者の変更等)

第17条 条例第18条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類によるものとする。

- (1) 使用者の変更 給水装置使用者名義等変更届(様式第14号)
- (2) 総代人の変更 総代人変更届(様式第15号)
- (3) 所有者の変更 給水装置所有者名義・住所変更届(様式第16号)
- (4) 消火活動のための給水装置の使用 消火栓給水装置使用届
- (5) 共用栓給水装置の使用戸数等の異動 共用栓給水装置使用戸数等異動届(様式第17号)

(特別の費用を要する給水装置の機能又は水質の検査)

第17条の2 条例第18条の2に規定する特別の費用を要する検査は、次に掲げる検査以外の検査とする。

- (1) 計量法(平成4年法律第51号)に基づくメーター(事業管理者が設置したものに限り。)の検査のうち特別の費用を要しないものとして事業管理者が認めるもの
- (2) 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に定める事項に係る検査
- (3) 給水栓における残留塩素の濃度に係る検査

(料金の算定)

第18条 条例第20条に規定する料金の算定のために定める月は、第1号に掲げる地区においては1月、3月、5月、7月、9月及び11月の、第2号に掲げる地区においては2月、4月、6月、8月、10月及び12月のそれぞれ事業管理者が定める料金算定の基準日(以下「定例日」という。)の属する月及びその前月の2月とする。

- (1) 栄町一丁目 栄町二丁目 栄町三丁目 栄町四丁目 中町一丁目 中町二丁目 中町三丁目 浜町一丁目 浜町二丁目 浜町三丁目 浜町四丁目 本町一丁目 本町二丁目 本町三丁目 本町四丁目 城内 南町一丁目 南町二丁目 南町三丁目 南町四丁目 寿町一丁目 寿町二丁目 寿町三丁目 寿町四丁目 寿町五丁目 東町一丁目 東町二丁目 東町三丁目 東町四丁目 東町五丁目 城山一丁目 城山二丁目 城山三丁目 城山四丁目 扇町一丁目 扇町二丁目 扇町三丁目 扇町四丁目 扇町五丁目 扇町六丁目 緑 十字 荻窪 谷津 池上 板橋 南板橋 風祭 入生田 水之尾 早川 早川一丁目 早川二丁目 早川三丁目 石橋 米神 根府川 江之浦
- (2) 井細田 多古正寺 中曽根 飯田岡 堀之内 柳新田 小台 新屋 府川 北ノ窪 清水新田 穴部 穴部新田 久野 下堀 中里 矢作 鴨宮 上新田 中新田 下新田 南鴨宮一丁目 南鴨宮二丁目 南鴨宮三丁目 曾比栢山 飯泉 成田 桑原 別堀 高田 千代 永塚 東大友 西大友 延清 曾我原 曾我谷津 曾我別所 曾我岸

曾我光海 国府津一丁目 国府津二丁目 国府津三丁目 国府津四丁目の一部 国府津五丁目の一部 国府津 田島
酒匂一丁目 酒匂二丁目 酒匂三丁目 酒匂四丁目 酒匂五丁目 酒匂六丁目 酒匂七丁目 西酒匂一丁目 西酒匂
二丁目 西酒匂三丁目 酒匂 小八幡一丁目 小八幡二丁目 小八幡三丁目 小八幡四丁目 小八幡 上曾我 下大
井 鬼柳 曾我大沢 前川の一部

(使用水量の端数処理)

第 19 条 条例第 20 条に規定する超過料金の算定の基礎となる使用水量に 1 立方メートルに満たない端数があるときは、当該端数は、次の定例日に算定する使用水量に繰越算入するものとする。ただし、給水装置の使用を中止し、又は廃止した場合において使用水量に 1 立方メートルに満たない端数があるときは、これを 1 立方メートルとして使用水量を算定するものとする。

(使用水量の認定)

第 20 条 条例第 23 条の規定による使用水量の認定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) メーターの異状により使用水量が不明のときは、前 2 月分又は前年同期における使用水量を考慮して認定する。
 - (2) 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、前 2 月分又は前年同期における使用水量その他の事情を考慮して事業管理者が認定する。
- 2 事業管理者は、メーターの指針に 100 分の 6 以上の誤差を発見したときは、これを発見した日から当該比率により更正した水量を使用水量として認定する。

(前納すべき料金の算定)

第 21 条 条例第 25 条の別に定める料金の額は、使用期間、推定使用水量等を考慮して事業管理者が算定する。

第 22 条 削除

(住民票の写し等の提出)

第 23 条 事業管理者は、条例第 27 条第 1 項の規定により水道利用加入金の額の適用区分を決定するため必要があると認めるときは、条例第 4 条第 1 項の規定による申込みの日の 3 年前から当該申込みの日まで引き続き小田原市に住所を有する者に対し、その者の住民票の写し（住民票の写しを提出できない場合にあっては、事業管理者が必要と認める書類）の提出を求めるものとする。

(加入金の還付)

第 24 条 条例第 27 条第 2 項ただし書の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、水道利用加入金を還付する。

- (1) 給水装置工事のうち新設工事又は改造工事の完成前に当該工事の申請の取消しがあったときは、既に徴収した額の全額を還付する。
- (2) 給水装置工事のうち新設工事又は改造工事の完成前に当該工事の内容の変更（変更後の加入金の額が既に徴収した加入金の額より小さい場合に限る。）があったときは、既に徴収した加入金の額から変更後の加入金の額を減額して得た額を還付する。

(3) 給水装置工事完成后 90 日以内に当該給水装置を撤去したときは、既に徴収した額の全額を還付する。

(給水停止通知)

第 25 条 事業管理者は、条例第 33 条の規定により給水を停止するときは、所有者又は使用者に給水停止通知書（様式第 18 号）により、その旨を通知するものとする。

(上下水道局職員証)

第 26 条 条例第 5 条第 2 項の給水装置工事の検査又は条例第 30 条の規定による給水装置の検査に従事する上下水道局職員は、その身分を明らかにするため、小田原市上下水道局職員証（様式第 19 号）を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公表の日から施行する。

(小田原市水道給水条例施行規程の廃止)

2 小田原市水道給水条例施行規程（昭和 42 年小田原市水道部管理規程第 5 号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行前に、旧規程に基づいて行われた手続等は、この規程に相当規定により行われた手続等とみなす。

4 この規程の施行前に、旧規程の規定に基づいて調製された様式等は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 4 年 10 月 21 日水管規程第 6 号）

1 この規程は、公表の日から施行する。

2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 5 年 3 月 31 日水管規程第 4 号）

1 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 5 年 12 月 24 日水管規程第 7 号）

この規程は、公表の日から施行する。ただし、第 18 条第 1 項第 2 号の改正規定は、小田原都市計画事業下曾我特定土地地区画整理事業に係る土地地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 31 日水管規程第 3 号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日水管規程第 1 号）

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 30 日水管規程第 2 号）

1 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日水管規程第 2 号）

1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日水管規程第 1 号）

この規程は、小田原市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成 14 年小田原市条例第 16 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日水管規程第 1 号）

1 この規程は、公表の日から施行する。

2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 15 年 12 月 1 日水管規程第 5 号）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日水管規程第 1 号）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 28 日水管規程第 1 号）

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 19 年 10 月 1 日水管規程第 5 号）

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 18 日水管規程第 1 号）

この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 31 日水管規程第 2 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日水管規程第 8 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 30 日上下水管規程第 7 号）

（施行期日）

1 この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

1－3．小田原市水道メーターによる計量等の特例に関する規程

昭和 47 年 6 月 1 日水道部管理規程第 2 号

最終改定 令和 3 年 6 月 30 日上下水管規程第 7 号

小田原市水道メーターによる計量等の特例に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、小田原市の水道を給水する貯水槽水道において、水道メーターが設けられた場合における使用水量の計量（以下「計量」という。）及び水道料金の算定（以下「料金算定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「子メーター」とは、貯水槽水道において設けられた水道メーターをいう。

(計量及び料金算定の特例)

第 3 条 上下水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）は、貯水槽水道の所有者又は使用者の代表者（以下「所有者等」という。）が、事業管理者が貸与する子メーターを指定の位置に所有者等の負担で設置し、維持管理する場合には、子メーターによる計量を行い、当該メーターの用途に応じた料金算定をすることができる。

(申請の手続)

第 4 条 所有者等は、前条の規定により子メーターによる計量及び料金算定（以下「子メーターによる計量等」という。）を希望する場合は、子メーターによる計量等申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて事業管理者に提出しなければならない。

- (1) 居住者名簿（様式第 2 号）
- (2) 誓約書（様式第 3 号）
- (3) 設計図書

(決定通知)

第 5 条 事業管理者は、前条の申請があった場合は、子メーターによる計量等について必要な調査を行い、その適否を決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

(子メーターによる計量等の条件)

第 6 条 事業管理者は、子メーターによる計量等を決定するに当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 所有者等は、給水装置に付帯する水道メーターにより計量された使用水量が、各子メーターにより計量された使用水量の合計量を超える場合は、その超えた使用水量の水道料金を事業管理者に支払うこと。
- (2) 水道料金は、原則として口座振替の方法により納入すること。

(所有者等の代理人)

第7条 所有者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該貯水槽水道を利用する者のうちから代理人1人を選任し、直ちに事業管理者に届け出なければならない。

- (1) 所有者等が小田原市内に住所を有しないとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、事業管理者が必要と認めるとき。
- 2 前項の代理人は、この規程に規定する所有者等の義務について所有者等と連帯してその責めに任ずるものとする。
- 3 事業管理者は、第1項の代理人を不適当と認める場合は、変更を命ずることができる。

(届出の義務)

第8条 所有者等又は代理人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに事業管理者に届け出なければならない。

- (1) 所有者等又は代理人に変更があったとき。
- (2) 所有者等又は代理人が氏名又は住所を変更したとき。
- (3) 貯水槽以下の給水設備の使用を開始し、中止し、又は廃止するとき。
- (4) 貯水槽以下の装置の用途を変更するとき。
- (5) 貯水槽以下の1の給水設備について料率の異なる2種以上の用途に使用するとき。

(子メーターによる計量等の取りやめ)

第9条 事業管理者は、所有者等がこの規程に違反し、勧告してもなお義務の履行がなされる見込みのない場合は、子メーターによる計量等を取りやめることができる。

(子メーターによる計量等の取りやめの通知)

第10条 事業管理者は、前条の規定により子メーターによる計量等を取りやめた場合は、文書により所有者等に通知するものとする。

附 則

- 1 この規程は、公表の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に高層建築物で受水槽以下の給水装置に係る戸別検針等について一般住宅と同様の取扱いをしている場合は、既設の水道メーターの耐用年数が経過する日までの間は、なお従前の例による。

附 則（昭和60年4月1日水管規程第4号）

- 1 この規程は、公表の日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に戸別検針及び戸別徴収の業務の委託を受け、その耐用年数が経過していない受水槽以下の給水装置に付帯する水道メーターについては、その耐用年数が経過する日が到来するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（平成15年4月1日水管規程第2号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成16年4月1日水管規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年３月 31 日水管規程第 8 号）

この規程は、令和３年４月 1 日から施行する。

附 則（令和３年 6 月 30 日上下水管規程第 7 号）

（施行期日）

1 この規程は、令和３年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

1－4．小田原市指定給水装置工事事業者規程

平成 10 年 3 月 30 日 水道局管理規程第 3 号

最終改定 令和 3 年 6 月 30 日 上下水管規程第 7 号

小田原市指定給水装置工事事業者規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、小田原市水道給水条例（平成 2 年小田原市条例第 24 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定による指定給水装置工事事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、条例の例による。

第 2 章 指定給水装置工事事業者の指定等

(指定の申請)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項の規定による指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 条例第 5 条第 1 項の規定による指定を受けようとする者は、小田原市指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、上下水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第 2 号）

(2) 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し

(指定の基準)

第 4 条 事業管理者は、条例第 5 条第 1 項の規定による指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、当該指定をしなければならない。

(1) 事業所ごとに、第 11 条第 1 項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

エ 第 8 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(指定の更新)

第5条 条例第5条第1項の規定による指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の規定による指定の更新を受けようとする者は、小田原市指定給水装置工事事業者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、事業管理者に提出しなければならない。ただし、事業管理者が第2号に掲げる書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(1) 第3条第2項各号に掲げる書類

(2) 小田原市指定給水装置工事事業者指定更新時確認書(様式第3号)

3 第1項の規定による指定の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 前条の規定は、第1項の規定による指定の更新について準用する。

(指定給水装置工事事業者証)

第6条 事業管理者は、条例第5条第1項の規定による指定又は前条第1項の規定による指定の更新をしたときは、速やかに、小田原市指定給水装置工事事業者証(様式第4号。以下この条において「事業者証」という。)を交付するものとする。

2 指定給水装置工事事業者は、事業者証を亡失し、又は損傷したときは、小田原市指定給水装置工事事業者証再交付申請書(様式第5号)を事業管理者に提出し、再交付を受けなければならない。

3 指定給水装置工事事業者は、次条第1項の規定により事業の廃止の届出をしたとき又は第8条の規定による指定の取消しを受けたときは、事業者証を事業管理者に返納しなければならない。

4 指定給水装置工事事業者は、次条第1項の規定により事業の休止の届出をしたとき又は第9条の規定による指定の停止を受けたときは、事業者証を事業管理者に提出しなければならない。

(変更の届出等)

第7条 指定給水装置工事事業者は、次に掲げる事項に変更があったとき又は給水装置工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その旨を事業管理者に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 法人にあっては、役員の氏名

(4) 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に小田原市指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、事業管理者に提出しなければならない。

(1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、誓約書及び登記事項証明書

3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、小田原市指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第7号）を事業管理者に提出しなければならない。

（指定の取消し）

第8条 事業管理者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第5条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

(1) 第4条各号に適合しなくなったとき。

(2) 第11条の規定に違反したとき。

(3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 第14条各号に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。

(5) 第17条の規定による事業管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

(6) 第18条の規定による事業管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(7) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(8) 不正の手段により条例第5条第1項の規定による指定を受けたとき。

（指定の停止）

第9条 事業管理者は、指定給水装置工事事業者が前条各号のいずれかに該当する場合において、当該指定給水装置工事事業者に特段の事情があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、6月を超えない期間を定め条例第5条第1項の規定による指定の効力を停止することができる。

（一般に周知させる措置）

第10条 事業管理者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(1) 条例第5条第1項の規定による指定をしたとき。

(2) 第5条第1項の規定による指定の更新をしたとき。

(3) 第7条第1項の規定による届出（同項第1号又は第2号に係るものに限る。）があったとき。

(4) 第8条の規定による指定の取消しをしたとき。

(5) 前条の規定による指定の停止をしたとき。

第3章 給水装置工事主任技術者

（給水装置工事主任技術者の選任）

第 11 条 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、次条各号に掲げる職務をさせるため、水道法第 25 条の 5 第 1 項の規定により給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2 前項の規定による選任は、条例第 5 条第 1 項の規定による指定を受けた日から 2 週間以内に行わなければならない。

3 指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から 2 週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

4 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

5 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第 8 号）により事業管理者に届け出なければならない。

（給水装置工事主任技術者の職務）

第 12 条 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- （１） 給水装置工事に関する技術上の管理
- （２） 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- （３） 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 6 条に規定する基準に適合していることの確認
- （４） 給水装置工事に関し、事業管理者との次に掲げる連絡又は調整

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 条例第 6 条に規定する工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事（軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

（構造及び材質の確認）

第 13 条 給水装置工事主任技術者は、給水装置工事に係る給水装置に用いる給水管及び給水用具の構造及び材質が条例第 6 条の規定により事業管理者に指定されたときは、当該給水管及び給水用具が当該指定された構造及び材質であることの確認を行わなければならない。

第 4 章 指定給水装置工事事業者の義務

（事業の運営の基準）

第 14 条 指定給水装置工事事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

（１） 給水装置工事（軽微な変更を除く。）ごとに、第 11 条第 1 項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して第 12 条第 1 項各号に掲げる職務及び前条の確認を行う者を指名すること。

(2) 条例第6条に規定する工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

(3) 条例第6条の規定により事業管理者が指示した工法、工期その他の工事上の条件に適合するように同条に規定する工事を施行すること。

(4) 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事（軽微な変更を除く。）ごとに、第1号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 施行完了年月日

エ 給水装置工事主任技術者の指名

オ 竣工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 第12条第1項第3号の確認の方法及びその結果

（設計の審査）

第15条 指定給水装置工事業業者は、条例第5条第2項の審査を受けようとするときは、小田原市水道給水条例施行規程（平成3年小田原市水道局管理規程第4号）第2条に規定する給水装置工事施行承認願に設計図その他事業管理者が必要と認める書類を添えて、事業管理者に提出しなければならない。

（給水装置工事の検査）

第16条 指定給水装置工事業業者は、条例第5条第2項に規定する給水装置工事の検査（以下「給水装置工事の検査」という。）を受けようとするときは、給水装置工事完了後速やかに、給水装置工事検査申込書（様式第9号）を事業管理者に提出しなければならない。

2 事業管理者は、給水装置工事の検査の結果、給水装置工事に不備があると認めるときは、当該給水装置工事に係る指定給水装置工事業業者に対し、期間を指定して手直しを要求することができる。

3 指定給水装置工事業業者は、前項の手直しを要求されたときは、同項に規定する指定期間内にこれを行い、改めて給水装置工事の検査を受けなければならない。

（給水装置工事主任技術者の立会い）

第17条 事業管理者は、給水装置工事の検査又は条例第30条の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置工事又は当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事業業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第 18 条 事業管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第 5 章 雑則

(講習会)

第 19 条 事業管理者は、給水装置工事の施行に関する知識及び技術の向上のために、指定給水装置工事事業者、給水装置工事主任技術者その他給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施することができる。

(実施細目)

第 20 条 この規程の施行に関し必要な事項は、事業管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(小田原市上水道給水装置工事公認業者規程の廃止)

2 小田原市上水道給水装置工事公認業者規程（平成元年小田原市水道局管理規程第 4 号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 小田原市水道給水条例の一部を改正する条例（平成 9 年小田原市条例第 42 号。以下「改正条例」という。）附則第 2 項の規定による届出は、旧小田原市上水道給水装置工事公認業者届出書（附則様式）を提出して行うものとする。この場合において、当該届出をする者は、旧規程第 5 条第 1 項の規定により交付された小田原市上水道給水装置工事公認証及び表示板を事業管理者に返納しなければならない。

4 前項の届出書には、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあつてはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写しを添えなければならない。

5 事業管理者は、改正条例附則第 2 項の規定による届出があつたときは、速やかに、第 5 条第 1 項の指定給水装置工事事業者証を交付するものとする。

6 改正条例附則第 2 項の規定により条例第 5 条第 1 項の規定による指定を受けた業者とみなされた者についての第 7 条の規定の適用については、平成 10 年 4 月 1 日から 1 年間は、同条中「次の各号」とあるのは「第 1 号又は第 3 号から第 8 号まで」と、同条第 1 号中「第 4 条各号」とあるのは「第 4 条第 2 号又は第 3 号」とする。

7 改正条例附則第 2 項の規定により条例第 5 条第 1 項の規定による指定を受けた業者とみなされた者についての第 13 条の規定の適用については、平成 10 年 4 月 1 日から 1 年間は、同条第 1 号中「給水装置工事主任技術者」とあるのは「給水装置工事主任技術者又は旧小田原市上水道給水装置工事公認業者規程（平成元年小田原市水道局管理規程第 4 号）第 34 条第 2 項の小田原市上水道給水装置工事責任技術者資格証明書の交付を受けた者（以下この条において「旧給水装置工事責任技術者」という。）」と、同条第 4 号及び第 6 号中「給水装置工事主任技術者」とあるのは「給水装置工事主任技術者又は旧給水装置工事責任技術者」とする。

8 旧規程第 34 条第 2 項の小田原市上水道給水装置工事責任技術者資格証明書の交付を受けた者のうち、水道法第 25 条の 5 第 1 項の規定により給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた者は、当該証明書を事業管理者に返納しなければならない。

1－5．神奈川県水道法施行細則

昭和 55 年 3 月 31 日 規則第 40 号

最終改正 令和 3 年 9 月 28 日 規則第 80 号

神奈川県水道法施行細則

(事務の委任)

第1条 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）に基づく次に掲げる事務は、保健福祉事務所に委任する。

- (1) 法第32条の規定により確認をすること。
- (2) 法第33条第3項の規定により届出を受理すること。
- (3) 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による専用水道の給水を開始する旨の届出を受理すること。
- (4) 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による水道の管理に関する技術上の業務を委託したときの届出及び委託に係る契約が効力を失ったときの届出を受理すること。
- (5) 法第36条第1項の規定により専用水道の水道施設を改善すべき旨を指示すること。
- (6) 法第36条第2項の規定により専用水道について水道技術管理者を変更すべきことを勧告すること。
- (7) 法第36条第3項の規定により清掃その他の必要な措置をとるべき旨を指示すること。
- (8) 法第37条の規定により専用水道又は簡易専用水道による給水を停止すべきことを命ずること。
- (9) 法第39条第2項の規定により専用水道の布設又は管理について必要な報告を徴し、及び職員に専用水道の工事現場、事務所又は水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質等を検査させること。
- (10) 法第39条第3項の規定により必要な報告を徴し、及び職員に施設のある場所又は設置者の事務所に立ち入らせ、施設、水質又は必要な帳簿書類を検査させること。
- (11) 法第48条の規定により法第32条、第36条及び第37条に規定する権限を行うこと。

(事業経営認可申請書)

第2条 法第6条第1項又は第26条の規定による認可の申請は、水道（水道用水供給）事業経営認可申請書（第1号様式）により行うものとする。

(事業経営認可申請書記載事項変更届)

第3条 法第7条第3項又は第27条第3項の規定による届出は、水道（水道用水供給）事業経営認可申請書記載事項変更届（第2号様式）により行うものとする。

(事業変更認可申請書)

第4条 法第10条第1項又は第30条第1項の規定による変更認可の申請は、水道（水道用水供給）事業変更認可申請書（第3号様式）により行うものとする。

(事業変更届)

第5条 法第10条第3項又は第30条第3項の規定による届出は、水道（水道用水供給）事業変更届（第4号様式）により行うものとする。

(休止又は廃止の許可申請書)

第6条 法第11条第1項（法第31条において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする水道事業者又は水道用水供給事業者は、水道（水道用水供給）事業休止（廃止）許可申請書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(事業廃止届)

第7条 法第11条第3項（法第31条において準用する場合を含む。）の規定により届出をしようとする水道事業者又は水道用水供給事業者は、水道（水道用水供給）事業廃止届（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(布設工事監督者設置等の報告)

第8条 水道事業者又は水道用水供給事業者は、水道の布設工事につき、法第12条第1項（法第31条において準用する場合を含む。）の規定による監督業務を行うべき者（以下「布設工事監督者」という。）を設置したときは、速やかに布設工事監督者設置報告書（第7号様式）により知事に報告しなければならない。

2 水道事業者又は水道用水供給事業者は、布設工事監督者を変更したときは、速やかに布設工事監督者変更報告書（第8号様式）により知事に報告しなければならない。

(給水開始届)

第9条 法第13条第1項（法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、給水開始届（第9号様式）により行うものとする。

(料金変更届等)

第10条 法第14条第5項の規定による届出は、料金変更届（第10号様式）により行うものとする。

2 法第14条第6項の規定により認可を受けようとする水道事業者は、供給条件変更認可申請書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

(水道技術管理者設置等の報告)

第11条 水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者は、法第19条第1項（法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定による水道技術管理者を設置したときは、速やかに水道技術管理者設置報告書（第12号様式）により知事（専用水道にあつては、当該設置場所を管轄する保健福祉事務所長。次項において同じ。）に報告しなければならない。

2 水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者は、水道技術管理者を変更したときは、速やかに水道技術管理者変更報告書（第13号様式）により知事に報告しなければならない。

(水質検査結果書等の提出)

第12条 水道事業者又は水道用水供給事業者は、法第20条第1項（法第31条において準用する場合を含む。）の規定により水質検査（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第15条第1項第1号イの検査を除く。以下「水質検査」という。）を行つたときは、速やかに当該水質検査の結果を記載した書類（以下「水質検査結果書」という。）を当該事業者の主たる事務所（以下「水道事務所」という。）の所在地を管轄する保健福祉事務所長（当該水道事務所の所在地が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市又は寒川町の区域にある場合は、知事）に提出しなければならない。

2 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定により水質検査を行つたときは、速やかに水質検査結果書を当該専用水道の設置場所を管轄する保健福祉事務所長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により水質検査結果書の提出を受けた保健福祉事務所長は、毎月取りまとめの上水質検査月報（第14号様式）を作成し、翌月の末日までに知事に提出しなければならない。

(記録作成の様式)

第13条 法第20条第2項（法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定による記録は、第15号様式に準じて作成するものとする。

(給水の緊急停止報告)

第14条 水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道若しくは簡易専用水道の設置者は、法第23条第1項（法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）又は水道法施行規則第55条第4号の規定により給水の緊急停止を行つたときは、給水緊急停止報告書（第16号様式）により直ちに知事（専用水道又は簡易専用水道にあつては、当該設置場所を管轄する保健福祉事務所長）に報告しなければならない。

(業務委託開始等の届出)

第15条 法第24条の3第2項（法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定による業務を委託したときの届出は業務委託開始届（第17号様式）により、業務に係る契約が効力を失つたときの届出は業務委託契約失効届（第18号様式）により行うものとする。

(専用水道布設工事確認申請書)

第16条 法第32条の規定による確認の申請は、専用水道布設工事確認申請書（第19号様式）により行うものとする。

(確認申請書記載事項変更届)

第17条 法第33条第3項の規定による届出は、専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届（第20号様式）により行うものとする。

(専用水道の廃止の届け)

第18条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、速やかに専用水道廃止届（第21号様式）により当該専用水道の設置場所を管轄する保健福祉事務所長に届け出なければならない。

(簡易専用水道の設置の届け)

第19条 簡易専用水道を設置した者は、速やかにその旨を簡易専用水道設置届(第22号様式)により当該簡易専用水道の設置場所を管轄する保健福祉事務所に届け出なければならない。

(簡易専用水道の変更の届け)

第20条 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道設置届の記載事項(次に掲げる事項に限る。)に変更を生じたときは、速やかに簡易専用水道変更届(第23号様式)により当該簡易専用水道の設置場所を管轄する保健福祉事務所に届け出なければならない。

(1) 建築物の名称

(2) 設置者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

(簡易専用水道の廃止の届け)

第21条 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道を廃止したときは、速やかにその旨を簡易専用水道廃止届(第24号様式)により当該簡易専用水道の設置場所を管轄する保健福祉事務所に届け出なければならない。

(書類の経由)

第22条 法又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、水道事務所の所在地を管轄する保健福祉事務を経由しなければならない。ただし、水道事務所の所在地が、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市又は寒川町の区域にある場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

(水道法施行細則の廃止)

2 水道法施行細則(昭和40年神奈川県規則第97号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(旧規則廃止に伴う経過措置)

3 旧規則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則中これに相当する規定がある場合には、この規則の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(昭和62年3月27日規則第24号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にされた水道法(昭和32年法律第177号)第32条の規定による確認の申請でこの規則の施行の際まだその処分がされていないものについては、なお従前の例による。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用できる。

附 則(平成3年10月1日規則第63号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成 6 年 3 月 3 1 日規則第 1 1 5 号）

- 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の規定による証票等は、この規則による改正後の各規則による証票等とみなす。

附 則（平成 7 年 3 月 3 1 日規則第 5 8 号）

- 1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成 1 1 年 3 月 3 0 日規則第 2 5 号）

- 1 この規則は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 3 この規則による改正前の各規則の規定による証票等でこの規則施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の各規則による証票等とみなす。

附 則（平成 1 1 年 1 2 月 2 8 日規則第 9 3 号）

- 1 この規則は、平成 1 2 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成 1 2 年 3 月 3 1 日規則第 5 8 号）

- 1 この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成 1 5 年 3 月 2 8 日規則第 5 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 3 月 3 1 日規則第 4 5 号）

この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 3 月 3 1 日規則第 3 0 号）

- 1 この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成 2 2 年 3 月 3 0 日規則第 4 1 号）

この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 9 年 3 月 3 1 日規則第 5 8 号）

この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 2 5 日規則第 1 5 号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 2 4 日規則第 3 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（令和３年９月２８日規則第８０号）

- １ この規則は、公布の日から施行する。
- ２ この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

1－6．神奈川県小規模水道 及び 小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

平成7年3月14日 条例第7号

最終改正 令和2年3月31日条例第39号

小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、小規模水道の布設及び管理並びに小規模貯水槽水道の管理について、環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 水道 導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に設置されたものを除く。

(2) 小規模水道 水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する水道事業(以下「水道事業」という。)の用に供する水道及び同条第6項に規定する専用水道(以下「専用水道」という。)以外の水道であって、地下水又は表流水を水源とし、居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、専ら一戸の住宅に供給するものを除く。

(3) 小規模貯水槽水道 水道事業の用に供する水道、専用水道及び法第3条第7項に規定する簡易専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を受けるための水槽を有するものをいう。ただし、専ら一戸の住宅に供給するもの及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物に供給するものを除く。

(4) 小規模水道施設 小規模水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であって、当該水道の設置者の管理に属するものをいう。

(5) 小規模水道の布設工事 小規模水道施設の新設又は規則で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。

第2章 小規模水道

(水質基準)

第3条 小規模水道により供給される水は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。

(2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。

(3) 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。

(4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。

(5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。

(6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、規則で定める。

(施設基準)

第4条 小規模水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該小規模水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、取水施設及び浄水施設は、それぞれ次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(1) 取水施設 できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。

(2) 浄水施設 原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する浄水を得るのに必要な沈でん池、ろ過池、消毒設備その他の設備を備えていること。

2 小規模水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

(確認)

第5条 小規模水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が前条の規定による施設基準に適合するものであることについて、知事の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

第6条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事の概要書その他規則で定める書類(図面を含む。)を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の工事の概要書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 水源の種別及び取水地点

(2) 原水の水質試験結果

(3) 小規模水道施設の概要

(4) 浄水方法

3 知事は、第1項の申請があった場合において、当該工事の設計が第4条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類によっては適合するかどうかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を示して、申請者にその旨を通知しなければならない。

4 前項の通知は、第1項の申請があった日から起算して20日以内に、書面をもってしなければならない。

(給水開始前の届出及び水質検査)

第7条 小規模水道の設置者は、布設工事を完了した場合において、当該布設工事に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出て、かつ、規則で定めるところにより、水質検査を行わなければならない。

2 小規模水道の設置者は、前項に規定する水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、その検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならない。

(変更及び廃止の届出)

第8条 小規模水道の設置者は、第6条第1項に規定する申請書に記載した事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。小規模水道を廃止したときも、同様とする。

(水質検査)

第9条 小規模水道の設置者は、その供給する水について、規則で定めるところにより、毎年1回以上定期的に、水質検査を行わなければならない。

2 小規模水道の設置者は、その供給する水が第3条の規定による水質基準に適合しないおそれがあるときは、規則で定めるところにより、臨時の水質検査を行わなければならない。

3 小規模水道の設置者は、前2項に規定する水質検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該水質検査の結果を、速やかに知事に届け出なければならない。

(衛生上の措置)

第10条 小規模水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、衛生上必要な措置を講じなければならない。

(1) 取水場、貯水池、導水きょ、浄水場、配水池及びポンプ井は、常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にする

こと。

(2) 前号の施設には、必要に応じてさくを設け、又はかぎを掛ける等みだりに人及び動物が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。

(3) 原水の質により必要があるときは、規則で定めるところにより塩素消毒を行うこと。

(技術担当者の設置等)

第11条 小規模水道の設置者は、小規模水道の管理について技術上の業務を行わせるため、技術担当者を置かなければならない。ただし、自ら技術担当者となることを妨げない。

2 小規模水道の設置者は、技術担当者を置いたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。技術担当者を変更したときも、同様とする。

(技術担当者の業務等)

第12条 技術担当者は、第9条第1項及び第2項並びに第10条第3号の規定による検査及び消毒に関する業務のほか、施設の点検その他適正な水質管理を行うために必要な業務に従事するものとする。

2 小規模水道の設置者は、技術担当者に前項の業務に従事するために必要な知識を習得させるために、知事の指定する講習を受けさせなければならない。

(給水の緊急停止)

第13条 小規模水道の設置者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

2 小規模水道の設置者は、前項の規定により給水を停止したときは、規則で定めるところにより、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

第3章 小規模貯水槽水道

(給水開始の届出)

第14条 小規模貯水槽水道の設置者は、当該小規模貯水槽水道の給水を開始したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(変更又は廃止の届出)

第15条 小規模貯水槽水道の設置者は、前条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。小規模貯水槽水道を廃止したときも、同様とする。

(管理基準等)

第16条 小規模貯水槽水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、その水道を管理しなければならない。

- (1) 水槽の清掃を毎年1回以上定期に行うこと。
 - (2) 有害物、汚水等による水の汚染を防止するために水槽の点検その他必要な措置を講ずること。
 - (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他規則で定める事項に関する検査を随時行い、供給する水に異常を認めたときは、規則で定めるところにより水質検査を行うこと。
 - (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- 2 小規模貯水槽水道の設置者は、当該小規模貯水槽水道の管理について、規則で定めるところにより、毎年1回以上定期に、知事の指定する者の検査を受けなければならない。ただし、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量が8立方メートル以下の小規模貯水槽水道についてはこの限りでない。
- 3 小規模貯水槽水道の設置者は、前項の規定による検査を受けたときは、これに関する記録を作成し、検査を受けた日から起算して3年間、これを保存しなければならない。

第4章 監督

(改善命令等)

第17条 知事は、小規模水道について、当該小規模水道施設が第4条の規定による施設基準に適合していないと認めるときは、当該小規模水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を命ずることができる。

2 知事は、小規模水道の設置者が第7条第1項に規定する水質検査を実施しないで給水を開始したときは、知事の行う水質検査を受けるべき旨を命ずることができる。

3 知事は、小規模水道の設置者が第9条第1項又は第2項に規定する検査を実施しないときは、知事の行う水質検査を受けるべき旨を命ずることができる。

4 知事は、小規模水道の衛生上の措置が第10条の基準に適合していないと認めるときは、当該小規模水道の設置者に対して、期間を定めて、当該小規模水道の管理に関し、消毒その他の必要な衛生上の措置を採るべき旨を命ずることができる。

5 知事は、小規模貯水槽水道の管理が前条第1項の規定による管理基準に適合していないと認めるときは、当該小規模貯水槽水道の設置者に対して、期間を定めて、当該小規模貯水槽水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(給水停止命令)

第18条 知事は、小規模水道又は小規模貯水槽水道の設置者が、前条第1項、第4項又は第5項の規定による命令に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の健康を害すると認めるときは、その命令に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第19条 知事は、小規模水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模水道の設置者から小規模水道の工事の施行状況若しくは管理の実施状況について必要な報告を求め、又は当該職員をして小規模水道の工事現場、小規模水道施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、工事の施行状況、小規模水道施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

2 知事は、小規模貯水槽水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模貯水槽水道の設置者から小規模貯水槽水道の管理について必要な報告を求め、又は当該職員をして小規模貯水槽水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 雑則

(地位の承継の届出)

第20条 相続、合併、分割、譲渡その他の事由により、小規模水道又は小規模貯水槽水道の所有権その他施設の管理に関する権原を取得し、設置者の地位を承継した者は、当該承継の日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(適用除外)

第21条 この条例は、市及び寒川町の区域内においては適用しない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第23条 第13条第1項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条の規定による確認を受けないで工事に着手した者
- (2) 第16条第2項の規定に違反した者
- (3) 第17条第2項又は第3項の規定による命令に違反した者
- (4) 第18条の規定による給水停止命令に違反した者

第25条 第19条第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、2万円以下の罰金に処する。

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年7月1日から施行する。

(簡易な水道に関する条例の廃止)

2 簡易な水道に関する条例(昭和23年神奈川県条例第12号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

3 小規模水道の設置者がこの条例の施行の際現に旧条例第1条の知事の許可を受けている場合は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において第5条の確認を受けたものとみなす。

4 旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(小規模水道に関する経過措置)

5 この条例の施行の際現に小規模水道を設置している者(旧条例第1条の知事の許可を受けている者を除く。)は、施行日から6月以内に届出書に、小規模水道施設の概要その他規則で定める書類を添えて、知事に届け出なければならない。この場合における届出書は、第8条の規定の適用については、第6条第1項の申請書とみなす。

(小規模受水槽水道に関する経過措置)

6 この条例の施行の際現に小規模受水槽水道を設置している者は、施行日から6月以内に届出書に、小規模受水槽水道の用に供する施設の概要その他規則で定める書類を添えて、知事に届け出なければならない。この場合における届出は、第15条の規定の適用については、第14条の規定による届出とみなす。

(検討)

7 知事は、平成20年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

全部改正〔平成21年条例56号〕

附 則(平成11年12月24日条例第51号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月27日条例第19号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月27日条例第111号)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成20年7月22日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年7月17日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月30日条例第14号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年1月11日条例第33号)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月31日条例第33号)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月31日条例第39号)

この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第16条第1項第3号の改正規定、同条第2項ただし書の改正規定中「水槽の」を「水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の」に改める部分及び第17条第5項の改正規定中「第16条第1項」を「前条第1項」に改める部分は、公布の日から施行する。

1－7. 小田原市小規模水道 及び 小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

平成 24 年 12 月 17 日条例第 25 号

最終改定 令和 2 年 6 月 30 日条例第 34 号

小田原市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、小規模水道の布設及び管理並びに小規模貯水槽水道の管理について環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道 水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に規定する水道をいう。
- (2) 小規模水道 法第 3 条第 2 項に規定する水道事業（次号において「水道事業」という。）の用に供する水道及び同条第 6 項に規定する専用水道（次号において「専用水道」という。）以外の水道であって、地下水又は表流水を水源として居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、専ら 1 戸の住宅に供給するものを除く。
- (3) 小規模貯水槽水道 水道事業の用に供する水道、専用水道及び法第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を受けるための水槽を有するものをいう。ただし、専ら 1 戸の住宅に供給するもの及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 2 条第 1 項に規定する特定建築物に供給するものを除く。
- (4) 小規模水道施設 小規模水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であって、当該小規模水道の設置者の管理に属するものをいう。
- (5) 布設工事 小規模水道施設の新設又は規則で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。
- (6) 設置者 小規模水道又は小規模貯水槽水道（以下「小規模水道等」という。）の所有者又は所有者以外の者で当該小規模水道等の管理に関する権原を有するものをいう。

第 2 章 小規模水道

(水質基準)

第 3 条 小規模水道により供給される水は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- (2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- (3) 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
- (4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- (5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- (6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、規則で定める。

(施設基準)

第4条 小規模水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該小規模水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、取水施設及び浄水施設は、それぞれ次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(1) 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。

(2) 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な沈殿池、濾ろ過池、消毒設備その他の設備を備えていること。

2 小規模水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

(確認)

第5条 布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が前条の規定による施設基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

第6条 前条の確認の申請をするときは、申請書に、工事の概要書その他規則で定める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の工事の概要書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 水源の種別及び取水地点

(2) 原水の水質試験結果

(3) 小規模水道施設の概要

(4) 浄水方法

3 市長は、第1項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第4条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類及び図面によっては適合するかどうかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、申請者にその旨を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知は、第1項の申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもってしなければならない。

(給水開始前の水質検査及び届出)

第7条 小規模水道の設置者は、布設工事を完了した場合において、当該布設工事に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより水質検査を行い、その結果を証明する書類を添えて、市長に給水を開始する旨を届け出なければならない。

2 小規模水道の設置者は、前項の水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、当該水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならない。

(変更等の届出)

第8条 小規模水道の設置者は、第6条第1項に規定する申請書並びに工事の概要書その他規則で定める書類及び図面に記載した事項に変更があったとき、又は当該小規模水道を廃止したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(水質検査)

第9条 小規模水道の設置者は、当該小規模水道により供給する水について、規則で定めるところにより、毎年1回以上定期的に、水質検査を行わなければならない。

2 小規模水道の設置者は、当該小規模水道により供給する水が第3条の規定による水質基準に適合しないおそれがあるときは、規則で定めるところにより、臨時の水質検査を行わなければならない。

3 小規模水道の設置者は、前2項に規定する水質検査を行ったときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該水質検査の結果を市長に届け出なければならない。

(衛生上の措置)

第10条 小規模水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、衛生上必要な措置を講じなければならない。

(1) 小規模水道施設は、常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。

(2) 小規模水道施設には、必要に応じて柵を設け、又は鍵を掛ける等みだりに人及び動物が立ち入って水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 原水の質により必要があるときは、規則で定めるところにより、塩素消毒を行うこと。

(給水の緊急停止等)

第11条 小規模水道の設置者は、当該小規模水道により供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに、給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

2 前項の規定により給水を停止したときは、小規模水道の設置者は、直ちに、その旨を市長に報告しなければならない。

第3章 小規模貯水槽水道

(給水開始の届出)

第12条 小規模貯水槽水道の設置者は、当該小規模貯水槽水道の給水を開始したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(変更等の届出)

第13条 小規模貯水槽水道の設置者は、前条の規定により届け出た事項に変更があったとき又は当該小規模貯水槽水道を廃止したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(管理基準等)

第14条 小規模貯水槽水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、当該小規模貯水槽水道を管理しなければならない。

- (1) 水槽の清掃を毎年1回以上定期に行うこと。
 - (2) 有害物、汚水等による水の汚染を防止するために水槽の点検その他必要な措置を講ずること。
 - (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他規則で定める事項に関する検査を随時行い、供給する水に異常を認めたときは、規則で定めるところにより、水質検査を行うこと。
 - (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに、給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- 2 小規模貯水槽水道の設置者は、当該小規模貯水槽水道の管理について、規則で定めるところにより、毎年1回以上定期に、市長の指定する者の検査を受けなければならない。ただし、水道事業の用に供する水道からの水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量が8立方メートル以下の小規模貯水槽水道については、この限りでない。
- 3 小規模貯水槽水道の設置者は、前項の検査を受けたときは、これに関する記録を作成し、当該検査を受けた日から起算して3年間、これを保存しなければならない。

第4章 監督

(改善の指示等)

- 第15条 市長は、小規模水道施設が第4条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該小規模水道の設置者に対し、期限を定めて、当該小規模水道施設を改善すべき旨を指示することができる。
- 2 市長は、小規模水道の設置者が第7条第1項の水質検査を実施しないで給水を開始したときは、期限を定めて、市長の指定する者の水質検査を受けるべき旨を命ずることができる。
- 3 市長は、小規模水道の設置者が第9条第1項又は第2項に規定する水質検査を実施しないときは、期限を定めて、市長の指定する者の水質検査を受けるべき旨を命ずることができる。
- 4 市長は、小規模水道の衛生上の措置が第10条の基準に適合していないと認めるときは、当該小規模水道の設置者に対し、期限を定めて、当該小規模水道の管理に関し、消毒その他の必要な衛生上の措置を採るべき旨を指示することができる。
- 5 市長は、小規模貯水槽水道の管理が前条第1項の基準に適合していないと認めるときは、当該小規模貯水槽水道の設置者に対し、期限を定めて、当該小規模貯水槽水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。
- 6 市長は、小規模貯水槽水道の設置者が前条第2項に規定する市長の指定する者の検査を受けないで当該小規模貯水槽水道を使用していると認めるときは、期限を定めて、その検査を受けるべき旨を命ずることができる。

(給水停止命令)

- 第16条 市長は、小規模水道等の設置者が、前条第1項、第4項又は第5項の規定による指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該小規模水道等の利用者の健康を害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該小規模水道等による給水を停止すべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

- 第17条 市長は、小規模水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該小規模水道の設置者に対し、工事の施行状況若しくは管理の実施状況について必要な報告を求め、又は当該職員に小規模水道の工事現場、小規模水道施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、工事の施行状況、小規模水道施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

2 市長は、小規模貯水槽水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該小規模貯水槽水道の設置者に対し、小規模貯水槽水道の管理について必要な報告を求め、又は当該職員に小規模貯水槽水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 雑則

(地位の承継の届出)

第18条 相続、合併、譲渡その他の事由により、設置者の地位を承継した者は、当該承継の日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第20条 第11条第1項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条の規定による市長の確認を受けずに布設工事に着手した者
- (2) 第15条第2項、第3項又は第6項の規定による命令に違反した者
- (3) 第16条の規定による給水停止命令に違反した者

第22条 第17条第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、2万円以下の罰金に処する。

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成7年神奈川県条例第7号。以下この項及び次項において「県条例」という。）の規定によりされた確認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に県条例の規定によりされている確認の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）は、この条例の相当規定によりさ

れた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

3 この条例の施行前に県条例の規定により神奈川県知事に対し報告をしなければならない事項で、この条例の施行の日前にその報告がされていないものについては、これを、この条例の相当規定により市長に対して報告をしなければならない事項についてその報告がされていないものとみなして、この条例の規定を適用する。

附 則（令和2年6月30日条例第34号）

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

1－8．小規模水道 及び 小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例 施行規則

平成 25 年 3 月 29 日 規則第 24 号

最終改定 令和 8 年 3 月 31 日 規則第 19 号

小田原市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、小田原市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成 24 年小田原市条例第 25 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(小規模水道施設の増設又は改造の工事)

第 2 条 条例第 2 条第 5 号に規定する規則で定める増設又は改造の工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈殿池、濾ろ過池、浄水池又は配水池の増設又は大規模な改造に係る工事

(小規模水道の水質基準)

第 3 条 条例第 3 条第 2 項に規定する規則で定める基準に関して必要な事項は、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号。以下「省令」という。）に定めるところによる。

(小規模水道の布設工事の確認)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項の申請書は、小規模水道布設工事確認申請書（様式第 1 号）とする。

2 条例第 6 条第 1 項に規定する規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 居住に必要な水の供給を受ける者の区域を示した書類
- (2) 配水系統図
- (3) 取水施設及び浄水施設の構造図
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 条例第 6 条第 3 項の規定による通知は、当該工事の設計が施設基準に適合することを確認したときは小規模水道布設工事適合確認書（様式第 2 号）により、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類及び図面によっては適合するかどうかを判断することができないときは小規模水道布設工事不適合（不確認）通知書（様式第 3 号）により行うものとする。

(小規模水道の給水開始前の水質検査及び届出)

第 5 条 条例第 7 条第 1 項の水質検査は、小規模水道により供給する水が条例第 3 条に規定する水質基準（以下「水質基準」という。）に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果に関する検査とする。

2 条例第 7 条第 1 項の規定による届出は、小規模水道給水開始届（様式第 4 号）により行わなければならない。

(小規模水道の変更等の届出)

第6条 条例第8条の規定による届出は、様式第5号により行わなければならない。

(小規模水道の定期及び臨時の水質検査)

第7条 条例第9条第1項の水質検査は、小規模水道により供給する水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う省令の表の1の項、2の項、9の項、11の項、39の項及び47の項から52の項までの項の上欄に掲げる事項、消毒の残留効果並びに市長が特に必要と認めて指示する事項に関する検査とする。

2 条例第9条第2項の規定により行う臨時の水質検査は、省令の表の上欄に掲げる事項に関する検査とする。ただし、同表の上欄に掲げる事項に関する検査の一部を行う必要がないことが明らかである場合は、当該事項に関する検査を省略することができる。

3 条例第9条第3項の規定による届出は、小規模水道水質検査結果届(様式第6号)により行わなければならない。

(給水する水の塩素消毒)

第8条 条例第10条第3号の塩素消毒は、給水栓における水が遊離残留塩素を1リットルにつき0.1ミリグラム(結合残留塩素の場合は、1リットルにつき0.4ミリグラム)以上保持するように行わなければならない。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、1リットルにつき0.2ミリグラム(結合残留塩素の場合は、1リットルにつき1.5ミリグラム)以上でなければならない。

(給水の緊急停止の報告)

第9条 条例第11条第2項の規定による報告は、小規模水道施設給水緊急停止報告書(様式第7号)により行わなければならない。

(小規模貯水槽水道の給水開始の届出)

第10条 条例第12条の規定による届出は、小規模貯水槽水道給水開始届(様式第8号)により行わなければならない。

(小規模貯水槽水道の変更等の届出)

第11条 条例第13条の規定による届出は、様式第5号により行わなければならない。

(小規模貯水槽水道の水質検査)

第12条 条例第14条第1項第3号の水質検査は、小規模貯水槽水道により供給する水が異常であるかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要と認められる事項に関する検査及び消毒の残留効果に関する検査とする。ただし、同表の上欄に掲げる事項に関する検査の一部を行う必要がないことが明らかである場合は、当該事項に関する検査を省略することができる。

(小規模貯水槽水道の管理に関する検査)

第13条 条例第14条第2項の検査は、次に掲げる事項に関する検査とする。

- (1) 水槽周囲の状態
- (2) 水槽の本体、上部及び内部の状態
- (3) 水槽のマンホール及びオーバーフロー管の状態
- (4) 水槽の通気管及び水抜管の状態
- (5) 給水管の状態
- (6) 給水栓における臭気、味、色、色度及び濁度並びに残留塩素の状態

(身分証明書)

第14条 条例第17条第3項の身分を示す証明書は、小規模水道及び小規模貯水槽水道立入検査証(様式第9号)とする。

(地位の承継の届出)

第15条 条例第18条の規定による届出は、設置者の地位承継届(様式第10号)により行わなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第23号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第9号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月31日規則第61号)

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和3年6月30日規則第32号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和8年3月31日規則第19号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

1－9．小田原市指定給水装置工事事業者の違反行為に関する事務処理要綱

平成 24 年 3 月 1 日

最終改定 令和 6 年 3 月 29 日 要綱第 38 号

小田原市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小田原市指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年小田原市水道局管理規程第 3 号。以下「規程」という。）第 7 条各号に該当する行為及び水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 5 第 3 項の違反（以下「違反行為」という。）に係る事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の調査)

第 2 条 給排水業務課長（以下「課長」という。）は、指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者（以下「指定業者等」という。）が違反行為を行った疑いがあるときは、事実関係の調査を行う。

2 課長は、前項の調査に基づき、指定業者等の違反行為の事実が認められるときは、当該指定業者等に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導するとともに、てん末書の提出を求めるものとする。

3 課長は、第 1 項の規定による調査の結果及び前項の規定により提出されたてん末書の内容に基づき、違反行為報告書（様式第 1 号）を作成するものとする。

(違反行為に対する措置)

第 3 条 小田原市上下水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）は、違反行為の内容を検討し、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるとき（指定の取消し又は停止の処分（以下「処分」という。）を行わない場合に限る。）は、文書注意による指導を行うものとする。

2 事業管理者は、文書注意による指導を行った後、なお指定業者が違反行為を是正しないとき、又は再度処分を要しない違反行為の事実が認められるときは、文書警告による指導を行うものとする。

3 課長は、違反行為の内容を検討し、処分が必要と認められるときは、予定される処分内容及び第 6 条の規定により設置される小田原市指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の開催の可否について、意見を付して上下水道局長に報告するものとする。

4 事業管理者は、違反行為の内容が処分に相当すると認められるときは、別表に定める処分基準に従い、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 規程第 7 条の規定による指定の取消しの処分

(2) 規程第 8 条の規定による指定の効力の停止の処分

5 事業管理者は、次条の規定による聴聞又は弁明の機会の付与の結果及び審査委員会における審査の結果を考慮し、前項の処分を行わない場合において、違反行為を行った業者に対し、文書注意又は文書警告による指導を行うことができる。

6 事業管理者は、給水装置工事主任技術者に水道法第 25 条の 5 第 3 項に規定する給水装置工事主任技術者免状の返納命令に該当する違反があったと認められるときは、その旨を国土交通大臣に報告するものとする。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第4条 事業管理者は、違反行為の内容が規定第7条又は規定第8条の規定による処分に相当すると認めるときは、当該処分の名あて人になるべき者について、意見陳述のための聴聞又は弁明の機会の付与に係る手続を行うものとする。

(審査委員会の開催)

第5条 事業管理者は、第3条第3項の規定による報告又は前条の規定による聴聞及び弁明を受け、必要があると判断したときは、審査委員会に審査を求めるものとする。

(審査委員会の設置)

第6条 事業管理者は、第3条第4項の規定による処分に関し公正の確保と透明性を図るため審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は上下水道局長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 上下水道局副局長

(2) 上下水道局経営総務課長

(3) 上下水道局給排水業務課長

(4) 上下水道局水道整備課長

(5) 上下水道局浄水管理課長

(6) 水道技術管理者

5 委員長は、会務を総理する。

6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、上下水道局副局長がその職務を代理する。

7 委員長は、事情を聴取し、又は意見を聞くため、必要があると認めるときは、関係職員、指定給水装置工事事業者その他関係者の委員会への出席を求めることができる。

8 審査委員会は、事業管理者による審査の要求を受けて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

9 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

10 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 委員会の庶務は、上下水道局給排水業務課において処理する。

(処分等の通知)

第7条 事業管理者は、第3条第4項第1号又は第2号の処分を決定したときは、規程第9条の規定に基づき告示するとともに、処分決定通知書(様式第2号)により速やかに当該指定事業者に通知する。

2 事業管理者は、第3条第1項、第2項又は第5項の指導を決定したときは、行政指導通知書(様式3号)により、その旨を当該指定事業者に通知する。

(処分後の工事施行)

第8条 指定業者等は、第3条第4項の規定により処分を受けた場合において、施工中の給水装置工事があるときは、

当該工事に限りこれを施工することができる。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 15 日要綱第 232 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日要綱第 38 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

違反項目	違反項目	関係条項		違反行為の内容	処分内容
		水道法	水道法施行規則		
指定要件違反	第 25 条の 11 第 1 項第 1 号	第 25 条の 3 第 1 項第 1 号	第 21 条	1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定の取消し
		第 1 項第 2 号	第 20 条	2 国土交通省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定の取消し
		第 1 項第 3 号イ		3 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者であることが判明したとき。	指定の取消し
		第 1 項第 3 号ロ		4 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	指定の取消し
		第 1 項第 3 号ハ		5 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し
		第 1 項第 3 号ニ		6 指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し
		第 1 項第 3 号ホ		7 業務に関し次に掲げる不正又は不誠実な行為をしたとき。	指定の取消し
				(1) 事業管理者の承認を受けずに工事を施行したとき又は工事完成後、管理者の検査を受けなかったとき。	指定停止 6 月以下
				(2) 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	指定の取消し
				(3) 道路掘削許可、道路使用許可等を受けずに工事を施行したとき	指定停止 6 月以下
				(4) 施行上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定停止 3 月以下

		1 項第 3 号へ		(5) 施行上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。 8 法人であってその役員のうちにイからホまでのいずれかに該当するものがあるもの。	指定停止 6 月以下 指定の取消し
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	第 25 条の 11 第 1 項第 2 号	第 25 条の 4 第 1 項第 2 項	第 21 条第 1 項第 2 項第 3 項	1 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。 2 給水装置工事主任技術者が 2 以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定の取消し 指定停止 3 月以下
届出義務違反	第 25 条の 11 第 1 項第 3 号	第 25 条の 7	第 34 条 第 35 条	1 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。 2 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し 指定の取消し
事業の運営基準違反	第 25 条の 11 第 1 項第 4 号	第 25 条の 8	第 36 条第 2 号 第 3 号 第 5 号イ 第 5 号ロ 第 6 号	1. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有するものを従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させないとき。 2. 事業管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。 3. 水道法施行令第 5 条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 (令第 5 条：給水装置の構造及び材質の基準) 4. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。 5. 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置工事ごとに工事記録を作成しなかったとき又は当該記録を作成の日から 3 年間保存しなかったとき。	指定停止 1 月以下 指定停止 6 月以下 指定停止 6 月以下 指定停止 3 月以下 指定停止 3 月以下
工事施行に関する義務違反	第 25 条の 11 第 1 項第 5 号 第 1 項第 6 号 第 1 項第 7 号	第 25 条の 9 第 25 条の 10		1 給水装置の検査の際、事業管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。 2 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 3 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定停止 3 月以下 指定停止 3 月以下 指定停止 6 月以下
不正申請	第 25 条の 11 第 1 項第 8 号	第 16 条の 2 第 1 項第 25 条の 2	第 18 条第 19 条	1 不正の手段により指定給水装置工事事業者として指定を受けたとき。	指定の取消し

様式第1号（第2条関係）

違反行為報告書

年 月 日

小田原市上下水道事業管理者

小田原市長 様

小田原市上下水道局給排水業務課長

給水装置工事施行場所	小田原市	
指定給水装置 工事事業者	住所	
	氏名〔法人の場合は名称及び代表者の氏名〕	指定番号 第 号 電話
	主任技術者	免許番号 氏名
給水装置工事申込者	住所	
	氏名〔法人の場合は名称及び代表者の氏名〕	
	電話番号	
工事の種別	☐ 新設 ☐ 改造 ☐ 増設 ☐ 撤去 ☐ 無届工事	
違反行為施行期間	年 月 日から 年 月 日	
発見状況	発見年月日	年 月 日（ ） 時頃
	発見者	
違反行為の経過 ・理由		
現地調査（違反行為の 写真添付）	調査日	年 月 日 時 分～ 時 分
	担当職員	
	是正・指示内容	
	是正後の状況	
その他報告を要すると 認められる事項		
措置の内容	☐ 指定の取消し ☐ 指定の停止 ☐ 行政指導（警告・注意） ☐ 主任技術者免状返納命令報告書を国土交通省に提出	

備考1 指定業者等から提出されたてん末書を添付すること。

2 簡易報告書として使用する場合は、記入できる範囲で可とする。

番 号
年 月 日

代表者氏名	様
-------	---

小田原市長 印

小田原市指定給水装置工事事業者の処分について、小田原市指定給水装置工事事業者規程第7条・第8条の規定により、次のとおり決定したので、小田原市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第7条第1項の規定により通知します。

指定番号	
決定区分	1 小田原市指定給水装置工事事業者規程第7条の規定による指定の取消し
	2 小田原市指定給水装置工事事業者規程第8条の規定による指定の効力の停止 年 月 日から 年 月 日まで
理 由	
備 考	

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。

様式第3号（第7条関係）

行 政 指 導 通 知 書	
番 号 年 月 日	
氏名又は名称 住所 代表者氏名 様	
小田原市水道事業 小田原市長 団	
小田原市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第3条第1項・第2項・第5項の規定により、次のとおり警告・注意します。	
指定番号	
指導内容及び理由	
備 考	

1－10．小田原市水道利用加入金等取扱要綱

昭和57年4月1日

最終改定 令和3年3月15日要綱第233号

小田原市水道利用加入金等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道利用加入金（以下「加入金」という。）及び給水装置工事に係る設計審査手数料（以下「設計審査手数料」という。）の取扱いについて、小田原市水道給水条例（平成2年小田原市条例第24号。以下「条例」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(用語の意義)

第3条 条例第27条第1項第1号の表に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) その他これらに準ずる法人 日本勤労者住宅協会（日本勤労者住宅協会法（昭和41年法律第133号）に定める日本勤労者住宅協会をいう。）をいう。

(2) 一般の住民のために建築する住宅 次に掲げる住宅をいう。

ア 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社が、当該住宅の入居者の選定に当たって公募を原則として行うもので、当該法人が建築する公舎・社宅は含まない。

イ 日本勤労者住宅協会第23条第1号に規定する住宅

(加入金及び設計審査手数料の徴収方法)

第4条 加入金及び設計審査手数料は、給水装置工事施行承認願（小田原市水道給水条例施行規程（平成3年小田原市水道局管理規程第4号）に定める給水装置工事施行承認願をいう。）を審査し、受理した後、納付書を発した日から15日以内に指定した金融機関又は直接水道局に納付させるものとする。この場合において、納期限が次の各号に掲げる日のいずれかに当たるときは、これらの日の翌日をもって納期限とみなす。

(1) 日曜日又は土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

第5条 削除

(加入金の免除)

第6条 条例第29条の規定により加入金を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。この場合において、工事の申請者に水道利用加入金減額（免除）申請書（様式第1号）及び加入金の減額又は免除に必要な書類を提出させるものとする。

(1) 減額

ア 自治会が設置する公民館、集会所、児童遊園地等に給水装置を新設し、口径 20 ミリメートル以下の水道メーターを設置する場合は、当該メーター 1 個につき条例第 27 条第 1 項第 1 号の表に掲げる金額から 50,000 円を差し引いて得た額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条の税率と該当税率に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 の税率を乗じて得た率とを合計した率（以下「消費税率等」という。）に 1 を加えた率を乗じて得た額に減額するものとする。

イ 公共事業により、給水装置と水道メーター（子メーターを含む。）を撤去し、同時（小田原市上下水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）が認めた場合を除く。）に他の場所にこれらを新設しなければならない場合において、新設に係る加入金の額が撤去に係る加入金相当額より多いときは、撤去に係る加入金相当額を減額するものとする。

ウ 給水装置の所有者（次のエに定める共同住宅の給水装置の所有者を除く。）が給水装置及び水道メーターを撤去した後、同一敷地内にこれらを新設する場合において、新設する水道メーターの個数が撤去する水道メーターの個数以下であって、口径が増すときは、新設する水道メーターの個数分に対応する撤去する水道メーターの口径に係る加入金相当額を減額するものとする。

エ 共同住宅（1 棟の中に 2 戸以上を有する住宅で、次に掲げる条件を備えているもの。以下同じ。）において、水道メーターによる検針を子メーターによる検針に切り替える場合で、子メーターに係る額が水道メーターに係る加入金相当額より多いときは、水道メーターに係る加入金相当額を減額するものとする。

（ア） 各戸ごとに独立して生計を営むことのできる構造を有し、専用の台所及び便所を備えていること。

（イ） 各戸ごとに給水栓又は給水用具を有すること。

（ウ） 各戸ごとに水道メーター又は子メーターを設置すること。

オ 申請者が工事の申込みの日の 3 年前から当該申込みの日まで引き続き小田原市に住所を有し、かつ、共同住宅の 1 戸を自己の居住の用に供するため、口径 20 ミリメートル以下の水道メーター（子メーターを含む。）を設置する場合において、当該住宅の給水目的が家庭用と認められるときは、条例第 27 条第 1 項第 1 号の表に掲げる金額から 50,000 円を差し引いて得た額に消費税率等に 1 を加えた率を乗じて得た額に減額するものとする。ただし、水道メーターと子メーターを設置する場合において、子メーターに係る額が水道メーターに係る額より多いときは、水道メーターに係る額を限度として減額する。

カ 共同住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。）において、水道メーターを改造する場合で、改造後の水道メーターに係る加入金相当額が子メーターに係る加入金相当額より多いときは、既設の水道メーターに係る加入金相当額と子メーターに係る加入金相当額との差額を減額するものとする。

キ 共同住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。）において、子メーターを増設する場合で、増設後の子メーターに係る加入金相当額が水道メーターに係る加入金相当額より多いときは、既設の水道メーターに係る加入金相当額と子メーターに係る加入金相当額との差額を減額するものとする。

ク 共同住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。）において、子メーターを増設し、併せて水道メーターを改造する場合で、水道メーターの改造に係る額と子メーターの増設に係る額のいずれか多い額に既設の水道メーター及び子メーターに係る加入金相当額のいずれか多い額を加えて得た額が、改造後の水道メーターに係る加入金

相当額と増設後の子メーターに係る加入金相当額のいずれが多い額より多いときは、その差額を減額するものとする。

ケ 共同住宅において、給水装置の所有者（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人を除く。）が給水装置と水道メーター（子メーターを含む。）を撤去した後、同一敷地内にこれらを新設する場合において、工事後の加入金の額が工事前の加入金相当額より多いときは、工事前の加入金相当額を減額するものとする。

コ 共同住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。）の給水装置をその所有者が同一敷地内において共同住宅以外の給水装置に改造する場合において、改造後の加入金相当額が改造前の加入金相当額より多いときは、改造前の加入金相当額を減額するものとする。共同住宅以外の給水装置を共同住宅の給水装置に改造する場合も、また同様とする。

サ 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する住宅に子メーターを設置する場合において、水道メーターに係る額が子メーターに係る額より多いときは、その差額を減額するものとする。

シ 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために共同住宅の給水装置と水道メーター（子メーターを含む。）を撤去した後、同一敷地内にこれらを新設する場合において、工事後の子メーターに係る加入金の額が工事前の子メーターに係る加入金相当額より多いときは、工事前の加入金相当額を減額するものとする。

ス 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する住宅と同一棟に店舗を建て、それぞれに子メーター（口径 20 ミリメートル以下に限る。）を設置する場合は、一般の住民のために建築する住宅に係る子メーター 1 個につき条例第 27 条第 1 項第 1 号の表に掲げる金額から 50,000 円を差し引いて得た額に消費税率等に 1 を加えた率を乗じて得た額に減額するものとする。

セ 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のための住宅を増築することにより子メーターを増設し、併せて水道メーターを改造する場合において、改造に係る額が増設に係る額より多いときは、その差額を減額するものとする。

（２） 免除

ア 共用栓として使用している給水装置を同一場所で専用栓に切り替える場合

イ 水道局で認めている私設水道メーターを同口径の水道メーターに切り替える場合

ウ 公共事業により、給水装置と水道メーター（子メーターを含む。）を撤去し、同時（事業管理者が認めた場合を除く。）にこれらを他の場所に新設しなければならない場合において、新設に係る加入金の額が撤去に係る加入金相当額以下であるとき。

エ 給水装置の所有者（共同住宅の給水装置の所有者を除く。）が給水装置及び水道メーターを撤去した後、同一敷地内にこれらを新設する場合において、新設する水道メーターの個数及び口径が撤去する水道メーターの個数及び口径（20 ミリメートル以下の口径は、同口径とみなす。）以下であるとき。

オ 共同住宅において、水道メーターによる検針を子メーターによる検針に切り替える場合で、子メーターに係る額が水道メーターに係る加入金相当額以下であるとき。

カ 共同住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。）において、水道メーターを改造する場合で改造後の水道メーターに係る加入金相当額が子メーターに係る加入金相当額以下であるとき又は子メーターを増設する場合で増設後の子メーターに係る加入金相当額が水道メーターに係る加入金相当額以下であるとき。

キ 共同住宅において、給水装置の所有者が給水装置と水道メーター（子メーターを含む。）を撤去した後、同一敷地内にこれらを新設する場合において、工事後の加入金の額が工事前の加入金相当額以下であるとき。

ク 共同住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。）の給水装置をその所有者が同一敷地内において共同住宅以外の給水装置に改造する場合において、改造後の加入金相当額が改造前の加入金相当額以下であるとき。共同住宅以外の給水装置を共同住宅の給水装置に改造する場合も、また同様とする。

ケ 地方公共団体が設置する公園、緑の広場、児童遊園地等に給水施設として、口径 20 ミリメートル以下の水道メーターを設置する場合

コ 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する住宅に付帯する次に掲げる施設の給水施設

- (ア) 児童遊園地
- (イ) 集会所
- (ウ) 足洗い場
- (エ) ごみ置場
- (オ) 浄化槽及び排水処理施設

2 前項第 1 号ウ若しくはケ若しくはコ又は第 2 号エ若しくはカからクまでに該当する者として同項の適用を受けようとする者で、水道を利用する意思のない者以外のものは、速やかに同項の規定により水道利用加入金減額（免除）申請書及び加入金の減額又は免除に必要な書類を提出しなければならない。

3 前項第 1 号ウ若しくはケ若しくはコ又は第 2 号エ若しくはカからクまでに該当する者として同項の適用を受けようとする者で、水道を利用する意思のないものは、速やかに水道利用加入金減額（免除）申請に関する保留届（様式第 2 号）を提出しなければならない。

4 事業管理者は、第 2 項の規定による水道利用加入金減額（免除）申請書の提出があった場合を除き、前項の届出があった場合で給水装置を廃止した日から 5 年を経過しない間に第 1 項の規定による水道利用加入金減額（免除）申請書及び加入金の減額又は免除に必要な書類の提出があった場合に限り、同項第 1 号ウ若しくはケ若しくはコ又は第 2 号エ若しくはカからクまでに該当する者として減額又は免除することができる。

（工事の承認及び取消し）

第 7 条 工事の承認及び取消しは、次のとおりとする。

（1） 承認 工事の承認は、水道局で加入金が納付されたことを確認した後に行い、加入金等の納期限が過ぎても納付されないときは、当該工事を承認しない。

（2） 取消し 加入金に不足を生じ、その差額が納付されないものについては、その工事の承認を取り消すものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

2 水道利用加入金要綱（昭和 54 年 6 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則（昭和 59 年 3 月 30 日）

この要綱は、昭和 59 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 3 月 31 日）

1 この要綱は、昭和 61 年 3 月 31 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に、戸別検針及び戸別徴収の業務の委託を受け、その耐用年数が経過していない受水槽以下の給水装置に付帯する水道メーター（子メーター）については、その耐用年数が経過する日が到来するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（昭和 63 年 4 月 1 日）

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 7 月 1 日）

この要綱は、平成元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 1 月 1 日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

（小田原市給水装置の新設等に係る設計審査手数料取扱要綱の廃止）

2 小田原市給水装置の新設等に係る設計審査手数料取扱要綱（平成 12 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 1 日要綱第 82 号）

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 15 日要綱第 233 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する

1－1 1. 自費工事による配水管等整備事業事務取扱要綱

令和2年4月1日要綱第142号

最終改定 令和3年4月1日上下水道局要綱第5号

自費施工による配水管等整備事業事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小田原市水道給水条例（平成2年小田原市条例第24号。以下「条例」という。）第4条に規定する給水装置工事に併せ配水管その他の水道施設（以下「配水管等」という。）の整備を要する場合に、給水装置工事をしようする者（以下「申請者」という。）が小田原市上下水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）に申し込むことができる、配水管等自費工事の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、配水管等自費工事とは、申請者が自らの費用負担において口径50ミリメートル以上の配水管等を事業管理者の指示する条件で施行し、工事完成後、当該工事に係る配水管等を、事業管理者に無償で譲渡する工事をいう。

(対象工事)

第3条 配水管等自費工事を施行することができるのは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為に伴い必要となる配水管工事。
- (2) 配水管等が設置されていない場所又はすでに設置されている配水管等が能力の限界に達している場所において配水管等工事で事業管理者がその場所の周辺の水の需要等を考慮して必要と認めるもの。
- (3) 事業管理者が、特に必要と認めるもの。

(費用負担)

第4条 配水管等自費工事に要する費用は、申請者の負担とする。ただし、事業管理者が別に定める基準により、事業管理者がその費用の一部を負担する場合がある。また、既設給水管の取出し替えに係る工事は、事業管理者が施工し、その費用を負担する。

(工事施工者)

第5条 配水管等自費工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）は、小田原市指定給水装置工事事業者とする。ただし、事業管理者が特に必要と認めたときはこの限りではない。

(事前協議)

第6条 申請者は、配水管等自費工事を申し込もうとするときは、事前に位置図、水道管路情報管理図、他企業管理設図など事業管理者が必要と認める書類を提示の上、事業管理者と当該工事の適否について協議をしなければならない。

(申請及び承認)

第7条 前条の事前協議を終えた申請者が、配水管等自費工事を申し込もうとするときは、配水管等自費工事施行承認申請書(様式第1号)に次に挙げる書類を添えて事業管理者に申請しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 公図の写し
- (4) 工事施工図面一式
- (5) 主任技術者及び工事従事者等届出書(当該工事に配置する主任技術者及び管路工事に従事する技能講習修了者の氏名)及び資格者証の写し(様式第3号)
- (6) 既設給水管の取出替え承諾書(様式第4号)
- (7) 配水管等を設置する道路が私有地の場合は、土地無償使用承諾書(様式第5号)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業管理者が必要と認めるもの。

2 事業管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、配水管等自費工事施行承認書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。この場合において、事業管理者は配水管等自費工事の施工に必要な条件を付すことができる。

(工事の着手)

第8条 申請者は、配水管等自費工事の承認を受けたときは、工事に着手しようとする日の3日前までに配水管等自費工事着手届(様式第7号)を事業管理者に提出しなければならない。

(工事の施工)

第9条 工事施工者は、小田原市水道局水道工事標準仕様書を遵守し、当該工事を安全に施行しなければならない。

2 工事施工者は、当該工事の施工に当たって建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号に該当する者を主任技術者として従事させなければならない。ただし、事業管理者が適当と認めた場合は、この限りではない。

3 工事施工者は、当該工事に係る管路工事において、小田原市水道局水道工事標準仕様書で定められた各技能講習修了者を直接雇用し、現場従事させなければならない。

(使用材料の検査)

第10条 工事施工者は、使用材料について使用する前に配水管等使用材料確認願い(様式第8号)を事業管理者に提出したうえで、検査を受けなければならない。

(断水作業)

第 11 条 工事施工者は、配水管等の断水作業が生じるときは、あらかじめ事業管理者に承諾を得るとともに、関係する住民に対し十分な周知をする。

(通水作業)

第 12 条 工事施工者は、配水管等の通水作業等を実施するときは、事業管理者の立会いを求めるものとする。

(変更申請)

第 13 条 申請者は、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに変更申請書に必要な書類を添えて事業管理者に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、事業管理者が行う変更承認通知については、第 7 条の規定を準用する。

(工事の中止)

第 14 条 申請者は、工事を中止せざるを得なくなった場合には、速やかに配水管等自費工事中止届（様式第 9 号）を事業管理者に提出しなければならない。

(工事の完成及び検査)

第 15 条 申請者は、配水管等自費工事が完成したときは、その日から 7 日以内に、配水管等自費工事完成届（様式第 10 号）に次に掲げる書類を添えて事業管理者に提出し、当該工事担当者の主任技術者を立ち会わせて、事業管理者の完成を確認するための検査を受けなければならない。

- (1) 配水管等水道施設譲渡届（様式第 11 号）
- (2) 配水管等完成図面（竣工図、オフセット図等）
- (3) 工事施工写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事業管理者が必要と認めるもの。

2 事業管理者は、検査を実施したときは配水管等自費工事完成検査調書（様式第 12 号）を作成し、申請者に配水管等自費工事完成検査結果通知書（様式第 13 号）で検査済であることを通知するものとする。

3 事業管理者は、検査を実施し手直しが必要とする箇所があると認めたときは、配水管等自費工事手直し指示書（様式第 14 号）により、申請者に工事の手直しを指示するものとする。

4 申請者は、手直し完了期限までに手直しを完了させ、完了を事業管理者に連絡し、手直し工事の検査を受けなければならない。

(配水管等の譲渡)

第 16 条 申請者は、配水管等の完成検査に合格したときは、速やかに配水管等譲渡届を事業管理者に提出するものとする。

(契約不適合責任)

第 17 条 事業管理者は、無償譲渡された水道施設に契約不適合があるときは、申請者に対しその契約不適合の補修の請求ができるものとする。ただし、契約不適合が重要でなく、かつ、その補修に過分の費用を要するときは、事業管理者は、補修を請求することができない。

2 前項の規定による契約不適合の補修の請求は、無償譲渡を受けた日から 2 年間とする。

附 則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 4 月 1 日上下水道局要綱第 5 号)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。